

令和6年3月高浜市議会定例会会議録（第1号）

令和6年3月高浜市議会定例会は、令和6年2月22日  
午前10時高浜市議場に招集された。

議事日程

- |      |   |
|------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第2 | 会期の決定<br>(諸報告)  |
| 日程第3 | 施政方針  |
| 日程第4 | 教育行政方針  |
| 日程第5 | 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  |
| 日程第6 | 同意第2号 教育委員会教育長の任命について   |
| 日程第7 | 議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について  |
| 日程第8 | 議案第4号 工事請負契約の変更について   |
| 日程第9 | 議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について                                     |
|      | 議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について  |
|      | 議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について                                       |
|      | 議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について   |
|      | 議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について                                       |
|      | 議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例<br>の一部改正について                      |
|      | 議案第11号 高浜市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部<br>改正について                       |
|      | 議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正に<br>ついて                           |
|      | 議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市<br>企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について |
|      | 議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                                       |
|      | 議案第15号 高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定め<br>る条例の制定について                    |
|      | 議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一<br>部改正について                       |

- 日程第10 議案第17号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第10回）
- 日程第11 議案第18号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第11回）
- 議案第19号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第20号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）
- 議案第21号 令和5年度高浜市公共駐車場事業特別会計補正予算（第3回）
- 議案第22号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）
- 議案第23号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）
- 日程第12 議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算
- 議案第25号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第26号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第27号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第28号 令和6年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第29号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算
- 議案第31号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算
- 日程第13 報告第2号 令和6年度高浜市土地開発公社の経営状況について
- 報告第3号 令和6年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について
- 日程第14 議員派遣について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	4番	杉浦康憲
5番	野々山啓	6番	今原ゆかり
7番	福岡里香	8番	岡田公作
9番	長谷川広昌	10番	北川広人
11番	鈴木勝彦	12番	柴口征寛
13番	倉田利奈	14番	黒川美克

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	吉岡初浩
副	市長	深谷直弘

教 育 長	岡 本 竜 生
企 画 部 長	木 村 忠 好
総合政策グループリーダー	榊 原 雅 彦
秘書人事グループリーダー	野 口 恒 夫
総 務 部 長	杉 浦 崇 臣
行政グループリーダー	久 世 直 子
財務グループリーダー	清 水 健
市 民 部 長	岡 島 正 明
市民窓口グループリーダー	芝 田 啓 二
経済環境グループリーダー	島 口 靖
税務グループリーダー	西 口 尚 志
福 祉 部 長	磯 村 和 志
地域福祉グループリーダー	東 條 光 穂
こども未来部長	磯 村 順 司
都 市 政 策 部 長	杉 浦 睦 彦
土木グループリーダー	清 水 洋 己
都市計画グループリーダー	村 松 靖 宣
防災防犯グループリーダー	山 下 浩 二
上下水道グループリーダー	亀 井 勝 彦
学校経営グループリーダー	内 藤 克 己
学校経営グループ主幹	小 嶋 俊 明

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	竹 内 正 夫
副 主 幹	神 谷 直 子
主 査	森 本 将 史

令和6年能登半島地震犠牲者に対する黙禱

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

開会前に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

去る1月1日に発生いたしました能登半島地震により多くの方が犠牲になりました。その方々の御冥福を祈り哀悼の意を表すべく黙禱を捧げたいと思いますので、御協力お願いいたします。

○議会事務局長（竹内正夫） それでは、皆様御起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

○議会事務局長（竹内正夫） 黙禱を終わります。ありがとうございました。

御着席ください。

○議長（杉浦康憲） ありがとうございました。

本会議開会までしばらくお待ちください。

---

#### 議事の経過

○議長（杉浦康憲） 皆さん、おはようございます。

議員各位には、公私とも多忙のところ御出席賜り、誠にありがとうございます。

3月定例会の開会に当たり、一言御挨拶をさせていただきます。

先ほども黙禱を捧げましたが、皆さん御承知のとおり、1月1日に能登半島におきまして地震が起き、大変な尊い命が犠牲になり、現在も生活に困った方々がたくさんおります。そういった方、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会ですが、令和6年度の予算案及び5年度の補正予算案など多くの重要な議案が提出されております。議会といたしましても、これらの諸案件に関して十分なる審議を尽くし、市政に反映すべく努力したいと思っております。

議員各位におかれましては、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の御挨拶とさせていただきます。

---

#### 午前10時00分開会

○議長（杉浦康憲） ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年3月高浜市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

ここで、市長より招集挨拶があります。

市長。

[市長 吉岡初浩 登壇]

○市長（吉岡初浩） 皆さん、おはようございます。

本定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、令和6年3月高浜市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には大変お忙しい中を全員の方に御参集をいただきまして誠にありがとうございました。

日頃より市政各般にわたりまして格別の御尽力をいただいておりますことを厚く御礼申し上げます。

先月末、市のLINE公式アカウントをリニューアルをいたしました。画面に表示されるリッチメニューの充実のほか、欲しい情報を選び受け取ることができるセグメント配信機能の導入等、

利便性の向上を図っております。また、今月の20日には市内の高齢者を対象としたLINE講座をいきいき広場にて開催をいたしました。即時性に優れた情報提供手段として、またオンライン申請等のデジタル行政サービスの窓口として市では現在LINEの活用を進めています。今後はLINEを通じた電子クーポンの配信も行っております。皆様ぜひ御登録、御活用いただければと存じます。

さて、第7次高浜市総合計画は間もなくスタートから1年を迎えます。令和6年度の予算編成方針及び重点取組事業につきましては、後ほど施政方針の中で申し上げますが、未来に繋ぐ変革予算と位置づけ、安心・安全な子育て環境、教育環境の向上、DX推進、地球環境の保全、地域経済の活性化及び地域共生社会の実現に重点を置いています。

時々刻々と変化する世界にあっても人と思ひ、そしてつながりの重要性は不変でございます。幸せなまちをつくり上げていくために皆様方の一層の御指導、御鞭撻をお願いいたします。

次に、本定例会に提案をいたします案件について申し上げます。

本定例会におきましては、同意2件、議案29件及び報告2件の計33件をお願いするものでございます。詳細につきましては、私、副市長及び担当部長より説明をさせていただきますので、慎重御審議の上、御同意、御可決、あるいはお聞き取り賜りますようお願い申し上げます。

また、後日になりますが、小学校の長寿命化等に関わる補正予算の議案を1件追加提案させていただきます。こちらにつきましても御配慮賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

---

午前10時04分開議

○議長（杉浦康憲） これより会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第1 会議録署名議員の指名を議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、2番、荒川義孝議員、3番、神谷直子議員を指名いたします。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期については、あらかじめ議会運営委員会で協議されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

本日、招集されました令和6年3月高浜市議会定例会の運営につきましては、令和5年12月13日及び令和6年2月15日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

当局より提示されました案件につきまして検討いたしました結果、会期は本日より3月22日までの30日間と決定いたしました。

会議日程及び議案の取扱いにつきまして、本日は、同意第1号及び同意第2号並びに議案第3号、議案第4号及び議案第17号の議案上程、説明、質疑、討論、採決を行い、議案第5号から議案第16号まで及び議案第18号から議案第31号までの議案の上程、説明後、報告第1号及び報告第2号について報告を受けます。

2月27日及び28日の2日間は、一般質問、一般質問終了後、関連質問を行います。

3月5日については、議案第18号から議案第23号までの補正予算関係議案の質疑、討論、採決を行い、議案第5号から議案第16号まで及び議案第24号から議案第31号までの総括質疑を行います。総括質疑後、予算特別委員会の設置を行い、議案第24号から議案第31号までの令和6年度当初予算関係議案を付託をいたします。総務建設委員会については、議案第5号から議案第9号までの5議案を付託、福祉文教委員会については、議案第10号から議案第16号までの7議案を付託し、審査を行うことに決定をいたしました。

各常任委員会及び予算特別委員会の日程につきましては、既に配付してあります日程表のとおりですので、御了承をいただきますようお願いをいたします。

次に、議員派遣について取扱いを検討しました結果、本日議長発議により議決することに決定いたしました。

この3月定例会が円滑に進行できますよう格段の御協力をお願い申し上げまして、報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（杉浦康憲） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月22日までの30日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの30日間と決定いたしました。

ここで諸般の報告をいたします。

1月分までの一般会計、特別会計及び企業会計の例月出納検査報告書及び定期監査報告書が監査委員から提出され、議会図書室にて保管しておりますので、随時御覧いただきたいと思っております。報告事項は以上であります。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第3 施政方針を求めます。

市長。

〔市長 吉岡初浩 登壇〕

○市長（吉岡初浩） 初めに、本年早々に石川県能登地方で発生しました能登半島地震で被災をされた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

被災地の方々は、不安な日々をお過ごしのことと存じます。被災された地域の皆様の安全と一日も早い復旧を祈念し、私どもも微力ながらお役に立てるよう努めてまいります。

さて、昨年も高浜市出身の若い世代の活躍に勇気づけられた年でありました。市内の少年野球チーム出身の岩井俊介さんがプロ野球「福岡ソフトバンクホークス」に入団され、また、杉浦悠太さんは、ゴルフ国内男子ツアー「ダンロップフェニックストーナメント」で大会史上初のアマチュアでの優勝、鈴木俊介さんが特別全国障害者スポーツ大会で2つの銀メダルを獲得するなど若い世代が輝きを放ち、岩井選手はプロ野球選手へ、杉浦選手はプロゴルファーへと新たな自分のステージにその歩みを進めました。

本市においても第7次総合計画がスタートして1年が経過しようとしています。高浜市の新たなステージを歩み始めた1年目も引き続き国際情勢の影響による原油価格や物価の高騰、さらには昨年12月22日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した地域別将来推計人口を受け、消滅のおそれのある自治体が10年前の試算より増加しているなど社会を取り巻く状況は依然として厳しい状況であります。

しかしながら、そんな時代だからこそ若い世代が歩いていく将来のため、様々な取組を加速させていかなければなりません。

そのためにはまちの課題を自分ごととして考え、一人称で語るまちを目指す、つまり高浜市で暮らしていくに当たり、自分には何ができるかということを考え、ただ望むだけではなく、みんな考え、みんな協力して取り組んでいくことが必要であります。それぞれの地域にお住まいの皆様が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる社会の実現に向けた体制を整備するため、令和6年4月から新たに「福祉部共生推進グループ」を新設し、地域や関係者との連携を深め、誰一人取り残さない地域共生社会実現に向けた重層的支援体制を新たなステージへと進めてまいります。

加えてこれまで積み重ねた「大家族」のような「あたたかなつながり」「想い」が日々刻々と

変化する厳しい社会情勢の中においても、高浜市が成長し続ける「チカラ」になると信じております。

目指すべき未来を見据え編成する令和6年度の当初予算については、バックキャストिंगの考え方にに基づき、各事業における将来のあるべき姿から現在の解決すべき課題を見い出すとともに、新たな行政需要に対応するため、既存事業の縮小・廃止も含めた検討を行い、限られた財源の中で事業の選択と集中を図る「未来に繋ぐ変革予算」と位置づけ、編成をいたしました。

この予算編成における3つの基本的な考え方は、「抜本的な事業の見直し」と「ビルド・アンド・スクラップの徹底」、「重点取組事業への財源配分」とし、重点取組事業では6つの事業を掲げております。

重点取組事業は、「安心・安全な子育て環境に関する事業」、「教育環境の向上に関する事業」、「DX推進に関する事業」、「地球環境の保全に関する事業」、「地域経済の活性化に関する事業」、「地域共生社会の実現に向けた事業」でございます。

それでは、これより令和6年度の主要施策について、第7次高浜市総合計画の基本目標に沿って述べさせていただきます。

初めに、基本目標Ⅰ「手を取り合ってみなでまちをつくろう」でございます。

コロナ禍を乗り越え、地域社会はここ数年実施することができなかった行事、イベントなどが復活し、皆様の笑顔に市内各所で出会う機会が増えました。しかしながら、昨今の時代背景、そしてコロナ禍の影響により、地域団体の硬直化、まちづくり人材の不足などの課題が現れてきました。

そうした中においても、総合計画のキャッチフレーズにもあります「大家族」のような支え合い、助け合っているまちの姿を未来へとつないでいくためには、いま一度まちづくりの原点に立ち返るとともに、これからの時代の流れも取り入れながら、柔軟に挑戦していくことが求められています。

本市の未来を担う子供・若者の声を聞き、市政に生かしていくため、小学校高学年から大学生を対象に市の取組について学ぶ機会として、こども若者会議を設けていきます。また、若者の挑戦を応援していくため、市民予算枠事業交付金（協働推進型）に若者応援版を新設してまいります。

「大家族」のような支え合い、助け合っているまちの基盤となる町内会の負担軽減を図り、町内会員間での情報共有を活性化し、町内会の存在意義を高める取組の一つとして、町内会運営支援システムのモデル導入を進めてまいります。

デジタルトランスフォーメーションの推進では、引き続き自治体情報システムの標準化を進めるとともに、各種証明書等の発行手数料に関するキャッシュレス決済の導入、おくやみ窓口の設置など書かない・待たない・行かないデジタル窓口の実現を目指し取り組んでまいります。あわ



せて情報管理を徹底するため、情報セキュリティポリシーの運用のための職員研修を実施してまいります。

次に、基本目標Ⅱ「みんなで学び・高め合い・高浜の未来を育もう」でございます。

これまでの高浜市を築いてきた我々大人がこれからの高浜市を築いていく方々に残していけるもの、残していきたいものは何でしょう。私は、これまでの高浜市を築き、紡いできた人の想いや心であると思っています。時代が移り変わろうとも次代を担う子供たちを安心して育てることができ、我がまちに愛着と誇りを持つ心豊かな人を育み、人と文化を未来につないでいくことが大切であると考えています。

子育て・子育て支援では、令和5年10月25日に私自身こども家庭庁が掲げる「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」に就任をいたしました。令和6年4月から子供を育てる保護者だけでなく、子供自身が相談できる窓口としてこども家庭センターを開設し、「こどもまんなか」の取組を進めてまいります。

また、保育環境等の整備として、吉浜幼稚園の長寿命化改修工事や吉浜北部保育園の空調設備更新工事など子育ての環境の充実を図るとともに、待機児童のない安全・安心な保育を目指してまいります。

学校教育では、「第2次高浜市教育基本構想」に掲げる目指す子供の姿「自分の学びをデザインし、なりたい自分に迫る子」の実現のため、基礎学力の育成や「人・もの・こと」の関わり合いを重視した教育活動の実施などを実践し、自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子供を育ててまいります。

また、質の高い教育環境の整備については、昨年度に引き続き高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事、高取小学校給食施設改築工事を着実に実施するとともに、南中学校外壁等改修工事に係る設計業務など学校施設の改善を進めてまいります。

学ぶきっかけをつくり、学びを通じ人とつながり、人を育む、学びの成果をまちづくりへとつなげていく生涯学習では、これまでの歴史や文化を学び・伝えていく「たかはま歴史・文化保存事業」や昨年7月に本格オープンしました「かわら美術館・図書館」など「知りたい」「やってみよう」といった感覚を刺激し、学び、発見する楽しみを生み出す取組を引き続き進めてまいります。

次に、基本目標Ⅲ「行きたい 住みたい 住み続けたい 魅力がつながるまちをつくろう」でございます。

高浜市に行ってみよう、そして住んでみたい、最終的にはこの地に住み続けたいと思ってもらえるそんな魅力あるまちの実現を目指していくためには、地域経済が活性化し、まちに活気があふれ、快適で暮らしやすい社会生活環境の維持向上が必要不可欠であります。

快適な暮らしを支える都市基盤の整備として、道路、橋りょう、公園、水道施設など計画的な

維持・修繕を行ってまいります。また、局地的集中豪雨などへの雨水対策として、八幡町、新田町の排水施設の工事に着手をしております。

自分らしく安心して生活できる住みやすいまちづくりの基盤として、これまでも地域の公共交通として重要な役割を果たしてきた「いきいき号」をA I（人工知能）を活用したデマンド型交通へと進化させていくための実証運行を10月頃から開始し、「誰一人取り残さない」利便性の高い移動手段を確保し、市民に喜ばれる公共交通網の形成を図ってまいります。

また、物価高騰の影響が続く中、市内の消費喚起を図り、事業者を支援するため、市内の事業所で利用できる電子クーポンを高浜市公式LINEを活用し、実施してまいります。

環境分野では、人と地球にやさしいきれいなまちを目指していくためには、地域・個人・事業者それぞれが小さなことを積み重ねることが重要であります。

令和5年度に策定する環境基本計画、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）及びごみ処理基本計画に基づき、脱炭素社会、循環型社会に向けた環境施策を推進してまいります。

令和5年度に作成する公共施設太陽光発電設備導入計画を基に、2030年までに設置可能な公共施設の建築物等の50%に太陽光発電設備の導入を進めてます。

また、個人向けの「スマートハウス設備設置費補助金」に加えて、事業者向けに省エネ診断促進補助及び診断結果に基づく省エネ整備等の導入を支援する「カーボンニュートラル推進支援補助金」を創設し、ゼロカーボンの実現に向けた取組を推進してまいります。

次に、基本目標Ⅳ「心もからだも元気 毎日を笑顔で暮らそう」でございます。

福祉・健康では、引き続き「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に掲げた物価高騰に対する各種給付金の迅速な実施に取り組むとともに、社会構造の変化により様々な課題が絡み合う「複雑化」、複数の分野にまたがる「複合化」した課題に対応していくための包括的な支援体制の強化が求められています。

支え・支えられる関係の循環を生み出し、心身ともに自分らしく暮らし続けられる地域共生社会を実現していくため、重層的支援体制の構築・強化を進めてまいります。

また、高浜市に暮らす誰もが生きがいや役割・希望を持ちながら「こころ」も「身体」も健やかで自分らしく暮らしていけるよう、第3次「健康たかはま21計画」及び第2次「自殺対策計画」の策定を進めてまいります。

災害や犯罪はいつ発生するか分かりません。毎日を笑顔で暮らすためには、ふだんから安全・安心に暮らせる環境づくり、とりわけ「防災・防犯」は、市民の最も身近な自分ごととして関心が高いものであります。

防災では、自らが暮らす地域の状況を知るために大切な防災マップについて、土砂災害警戒区域及び特別警戒区域が追加指定されたことを踏まえて修正をしております。

また、防犯については、これまで地域の安全・安心を防犯パトロール活動など地域の自らの目

で守り合ってきました。その地域の目を補完するため、新たに「防犯カメラ設置費補助金」を創設し、犯罪抑止のための防犯カメラの設置を支援してまいります。

最後に、各目標の実現を支える行財政運営でございます。

厳しい財政状況下においても、市民サービスを低下させることなく維持、向上をさせていくためには、経常的な経費の削減と財政支出の平準化に努め、新規・拡充事業の実施に必要な財源を確保していく必要があります。そのための取組として、令和6年度は公用車の管理方法の見直しによる公用車台数の減少、委託事業の見直しによる委託費の削減などに取り組んでまいります。

また、市民の皆様「デジタル行政サービス」の利便性を実感していただくためにも、今までの「対面窓口」から「デジタルでの手続き」への推進を図っていくため、これまで実施しておりました市役所及びいきいき広場福祉総合窓口の土曜日開庁を令和6年4月1日より見直してまいります。

以上、令和6年度の市政運営に当たり、重点施策について申し述べさせていただきました。

結びに、昨年の施政方針の中で高浜市が歩む第7次総合計画という新たなスタート、その目指すべきまちの姿の実現に向けて時代の変化に合わせて都度修正してアップデートしていく意味で、「アジャイル」という言葉を使いました。

我々を取り巻く社会環境は、刻々と変化をしています。目指すべきゴールは変わらなくとも、そこにたどり着くための手段は、変化・アップデートされていきます。時には前例がないようなチャレンジをしないといけない状況もあるかもしれません。「YMW」やって、みなくちゃ、わからないという言葉はローマ字変換した際の頭文字ですが、この言葉は新型コロナウイルスのメッセンジャーRNAワクチンの開発に貢献し、2023年のノーベル生理学・医学賞に選ばれたカタリン・カリコ氏らの研究において、日本人研究者として重要な貢献をした古市泰宏氏が言われた言葉であります。意味するところは、「何事にも好奇心を持って挑戦すれば何か得られることがある」というものです。

思いますに、歴史は挑戦の繰り返しで「今」を形成しています。当時は考えもしなかったようなことが今では当たり前になっています。今考えもしなかったようなことが未来では当たり前になっていきます。まさに「やってみなくちゃわからない」を繰り返し、未来の今があると思います。

多くの人や想いが出会い、つながり合うことで大家族のような助け合い、支え合う姿勢、そして失敗を恐れずに挑戦していく姿勢を大切に、「おたがいさま」がつながるしあわせなまち「大家族たかはま」の実現に向け、全力で邁進してまいります。

以上、令和6年度の施政方針を述べさせていただきました。

今後とも市民の皆様並びに議員各位のより一層の御支援・御協力をお願いを申し上げます。

〔市長 吉岡初浩 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上で、施政方針は終わりました。

---

○議長（杉浦康憲） 続いて、日程第4 教育行政方針を行います。

教育長の教育行政方針を求めます。

教育長。

〔教育長 岡本竜生 登壇〕

○教育長（岡本竜生） 第7次高浜市総合計画の下で新たに策定した第2次教育基本構想の実現に向けて、社会の変化や教育を取り巻く環境、また高浜の子供たちの実態を踏まえ、「自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子どもの育成」を基本理念とし、「生きる力を育む質の高い教育活動の実施」と「一人一人を大切にしたきめ細やかな教育のしくみの創造」を柱に取り組んでいきます。

それでは、令和6年度に特に重点的に取り組むところを中心に説明をさせていただきます。

1、生きる力を育む質の高い教育活動の実施。

教師力・授業力の向上では、主体的・対話的で深い学びを一層意識した事業構想と事業実践を推進していくよう主題研究や一人一授業実践の充実を図ります。また、SDGs についての内容を高浜カリキュラムに位置づけて学習を進めていきます。

社会の変化に対応した取組では、変化の激しい時代においても自分のよさを理解し、自己肯定感を向上させ、自分らしく生きる力を育むためにキャリア教育の充実に向けた取組を進めていきます。

2、一人一人を大切にしたきめ細やかな教育のしくみの創造。

外国籍児童生徒支援教育の充実では、通訳・翻訳活動、相談活動、言語指導、進路相談など支援を必要とする子供や保護者に細やかな対応を行うために対象言語を広げていきます。

3、学校・家庭・地域の連携。

相談活動・学習支援の充実では、スクールカウンセラーとのコンサルテーションを充実させることにより、学校と考えを共有してカウンセリングがなされるようにしていきます。

4、安全で快適な教育環境。

安心・安全で快適な教育環境整備では、既に着手している高取小学校、吉浜小学校に加え、令和7年度からは港小学校を着手し、長寿命化改良工事を確実に進めていきます。

教職員の業務改善では、校長会において業務改善の趣旨を常に確認し合いながら、各校の具体策について情報交換し、自校の推進につなげられるようにします。引き続き教職員自身による労務管理を徹底し、教職員が毎日元気に子供の前に立つことができるように努めます。

最後に、第7次高浜市総合計画にある将来都市像に迫るためにどのような状況にあろうとも自分の人生を自分らしく幸せに生きるために学び続けられる力を育むことが大切なことであると考

えます。そのためには、身近な仲間や自分が身を置く社会そのものが幸せであることが自分の幸せにつながることを実感できることが大切です。

高浜市教育委員会では、これらを踏まえ第2次教育基本構想を確実に推進し、新たな基本理念「自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子どもの育成」の実現に向けて、家庭や地域の人々、各種団体の方々と力を合わせて学校づくりを進めてまいります。

〔教育長 岡本竜生 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 以上で教育行政方針は終わりました。

暫時休憩します。再開は10時45分。

午前10時33分休憩

---

午前10時45分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（深谷直弘） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。

議案参考資料の4ページを併せて御覧ください。

本案は、現委員の山口清隆氏が令和6年3月31日で任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の御同意を賜りたく御提案をさせていただくものでございます。

同氏は、会社経営に携わっている一方、特定非営利活動法人高浜南部まちづくり協議会の理事長、副理事長、公益社団法人刈谷法人会高浜支部支部長等の要職を務められ、幅広い知識と豊かな経験を有しておられます。誠実なお人柄は、地域でも人望も大変厚い方でございます。培った知識と経験を委員として中立、専門的な立場から引き続き固定資産税課税台帳に登録をされた事項に関する不服の審査決定に当たりまして、公平かつ厳正に行っていただけるものと確信をいたしております。

任期は3年となります。

何とぞ御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

同意第1号については、議会運営委員長の報告のとおり会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、同意第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案を同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立全員であります。よって、同意第1号は原案を同意することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第6 同意第2号 教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（吉岡初浩） それでは、同意第2号 教育委員会教育長任命につきまして提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年4月から教育長として御尽力をいただきました岡本竜生氏が本年4月1日で任期満了となりますことから、引き続き教育長として任命いたしたく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の御同意をお願いするものであります。

同氏の略歴につきましては、議員の皆様には既に御案内のとおり、市内の小中学校において教頭及び校長を歴任後、令和3年4月からは、教育長として教育基本構想を着実に推し進めるなど教育行政の推進に大いに貢献されております。

また、人格も高潔で教育、学術及び文化に識見を有しておられることから、本市教育委員会教育長として誠に適任のお方であると考えておりますので、市議会の皆様におかれましては、よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 不登校対策について、校内対策委員会にて今できることは何か常に話し合われているとのことでしたが、不登校者数残念ながら年々増加してきております。これまでの対策がどうであったのか、そのあたりどうお考えになっているのかをお願いできればと思います。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） 個々の教育施策の一つの方法としてどういうことをされておるかというような御質問だと思いますが、これは教育行政全般の今までのお取組の部分の評価して私は御推薦を申し上げているわけでございます。

不登校に関してもそうですが、またいじめ等もそうでございますが、今起きる事象に関してこれをゼロにすることは必ずしも確実ではないというふうに思っております。ただそれに向けて努力をされておことは十分評価できるというふうに私は思っております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 努力をされているということなんですけれども、具体的にどのような努力をされているのかよく分からないので、そのあたりを教えてくださいたいですし、やはり不登校対策が私は具体的な施策がないなというところもございまして、やはりそこは私問題視しているんですけれども、市長、そのあたりも含めて御答弁いただきたいのと、今市長がおっしゃったいじめ問題ですよね、この間私も議会ですうっと質問や質疑行ってきてまいりました。全くどのようになっているかは分かりません。現在どのような状況にこのいじめの重大事案になっているんでしょうか。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G主幹（小嶋俊明） 現在調査中により静ひつな環境を確保するために回答は控えさせていただいているということで、前回の答弁でもさせていただいているところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、市長、具体的な努力をされているのはどのような努力をされているのかというのが今お答えになかったので、やはりいじめ問題、それから不登校対策、これなかなか見えてこないんですよ、どういうことをされているのかというのが。残念ながら高浜市はこの不登校に対する親の会とかそういうのも私はちょっと存在を目にしたこともございせんし、やはり具体的な施策がないなと思うので、そのあたりの考え、それから今学校経営グループのほうは、いじめの重大事案いまだ調査中ということなんですよね。もうどれぐらいたっていますか、これいじめが発生してから、もう1年半ぐらいたっているのにいまだに調査中で中間報

告もない、第三者委員会の報告もない、これ非常に遅いと思うんですけども、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市長。

○市長（吉岡初浩） いじめの問題というのは非常にデリケートな問題でして、それぞれ当事者があるんですね。そういう中で議会でこういうふうな質問をされること自体が私はどうかというふうに思います。それぞれ皆さん非常に慎重に扱っている話題でして、学校としてもそれぞれ関係の方たちに対して、また第三者委員会も動いていることであるからして、第三者委員会に委ねるという形にしてできるだけ見守っていく、そんな姿勢をとっていただければありがたいなというふうに思っております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

同意第2号については、議会運営委員長の報告のとおり会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して同意第2号教育委員会教育長の任命について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

私が知っている岡本教育長は、教員時代から地域活動にも積極的に参加して非常に信頼された教員で、児童だけでなく父母や地域からも厚く慕われていました。岡本教育長は、学校における環境の変化や子供たちを取り巻く生活環境の変化がとても早く変わる時代ですが、教育者として子供たちのことを第一に考え、多くの方々の意見や考えに耳を傾け、先を見通し、迅速に対応することができる方です。そして、教育長になってからも時代に翻弄されることなく、コロナ禍の中でも困難な状態だったとは想像できますし、コロナが収束しても高浜市の教育をしっかりと担っていただいております。



中でもいじめ防止等の対策を実行的に行う体制を整備するため、高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例を制定しました。新聞に掲載されたいじめに対しては、実際に保護者から申出のあった事案に真摯に向き合い、いじめ防止対策推進法に規定する重大事態に該当すると判断し、速やかに第三者委員会を立ち上げ、事案の内容の調査等を進めています。これ以外に対してもいじめは許さないとの姿勢には敬意を払うものがあります。

学校施設の整備については、高浜市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した学校施設の改善に向けて着実に取組を進めています。この長寿命化改良工事は、学校を運営しながら改修工事を進める非常に難しい工事ではありますが、学校の状況もしっかり理解しながら学校側との対話を欠かすことなく着実に工事を進めています。

このように持ち前の人柄と様々な問題に向き合う姿勢は、学校現場だけでなく、地域の人たちからも厚い信頼を得ており、教育行政を今後ますます進展していく上でもっともふさわしい人物であると考えています。

以上述べました賛成討論を踏まえていただき、どうか多くの議員の御同意をお願いいたしまして、市政クラブを代表して同意第2号の賛成討論とさせていただきます。

[11番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

同意第2号 教育委員会教育長の任命について、原案を同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、同意第2号は原案を同意することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第7 議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

別添の議案参考資料10ページ、11ページをお願いします。

本案は、令和6年3月1日に戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の附則第1

条第5号に掲げる規定が施行され、戸籍関係の新たなサービスの提供が可能となったことに伴う手数料の改正であります。

新たなサービスは3つあります。

1つ目は、本籍地以外の市区町村の窓口においても戸籍証明書、除籍証明書を請求できるようになる広域交付サービス、2つ目は、戸籍謄本等に代わる戸籍及び除籍の電子証明書提供用識別符号の発行サービス、3つ目は、戸籍の届書等の内容をスキャンした画像情報の証明書交付、また閲覧サービスです。

議案参考資料7ページの新旧対照表をお願いします。

別表第5の3段目、4段目は、広域交付に係る戸籍証明手数料及び除籍証明手数料について規定し、戸籍及び除籍謄本の交付手数料と同額とし、1通につき戸籍証明手数料は450円、除籍証明手数料は750円としています。

次に、7ページ下段及び8ページ中段では、戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料を追加し、戸籍に係る識別符号の発行手数料は、1件につき400円、除籍に係る識別符号の発行手数料は1件につき700円としています。

なお、いずれの場合も電子情報処理組織マイナポータルを使用する場合もしくは戸籍謄本等と同時に請求する場合は、無料としています。

次に、8ページ下段から9ページ上段の戸籍法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の証明手数料は、1通につき350円、9ページ3段目の戸籍法120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものの閲覧手数料は、1件につき350円としております。

なお、附則におきまして、この条例は令和6年3月1日から施行することといたしております。説明は以上のおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 2点ほど伺いたいと思います。

識別符号に関しまして、この識別符号を添付する行政手続について詳しく説明いただけますでしょうか。

あともう一つ、識別符号を用いた行政手続が可能となるのは早くて令和6年度末とのことですが、それまでは使い道はないかと思えますけれども、符号自体は令和6年3月1日から窓口等において発行できるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 符号の使用方法についてでございますけれども、将来的には例えばパスポートの発行申請において申請書と併せて戸籍で電子証明書提供用の識別符号を提出先の行政機関に提示することにより、申請先の行政機関が戸籍電子証明書を確認することができるよう

になりますので、戸籍証明書等の添付が不要となり、オンラインで手続きが完結するというような形で非常に利便性が上がるというものでございます。

もう一つ、識別符号がいつから発行されるかというところでございますけれども、今システムを準備しておりますので、遅くとも令和6年度末までにはシステムのほうは完了させていただく予定でございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、10問ほどあるんですけども、一通り御質問してもよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） 3つずつ分けてください。

○13番（倉田利奈） はい。では、まず今回のこの条例なんですけれども、このタイミングで条例改正しなければならないという理由、それから特にこれ初日これ議決で即決しなければいけないということなので、なぜそれが必要なのかについてお答えいただきたいと思います。

それから、2番目としましては、識別符号に係る発行手数料で、マイナポータルを使用する場合、それから戸籍証明書等と同時に取得する場合は無料にするということだと思います。そうなった場合、マイナポータルを使用する場合を無料とした理由、それから戸籍証明書等と同時に取得する場合を無料とした理由、それぞれお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まず御質問の1つ目、なぜこのタイミングかというところでございます。国におきまして地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が令和5年12月6日に交付をされ、戸籍法に基づく事務に係る改正の施行日が令和6年3月1日とされたため、このタイミングで予定をさせていただいております。

2点目のなぜマイナポータルが無料で同時取得が無料だというところの御質問でございますが、まずはマイナポータルを使用する場合のところからまずお答えをさせていただきます。

マイナポータルを通じて請求者に対して発行される時は、戸籍電子証明書提出用識別符号の発行に要する経費が僅少であることに鑑み、手数料は徴収しないというふうに国からは示されております。

もう1点、同時に申請をした場合に無料とする場合でございますが、戸籍電子証明書の請求と同一事項が記載された戸籍謄抄本、戸籍証明書と同時請求がなされた場合、こちらにつきましては政策的判断として手数料を徴収しないというふうになってございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） あとで再質問させていただきますが、次の質問にいきます。

戸籍情報連携システム、これ個人情報管理の観点から大変私気になっております。これどこが

システムを構築して誰が利用して何をするために構築されたシステムなのかというところまずここをちょっと確認したいなと思います。

それから、ちょっと細かいところに行くんですけども、新旧対照表7ページの3段目、ここ種類のところで「戸籍の全部又は一部の記録事項証明手数料」こちらが「戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明手数料」とこれ名称が大きく変わっておりますが、その理由とまたこの戸籍の謄本もしくは抄本、それから戸籍証明手数料、これ何が違うのでしょうか。教えてください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まずどこがシステムを構築したかというところでございますが、こちら法務省でございます。当然使うのが国民の方、あと地方公共団体等々になります。

あとは、いろいろな種類のところで名称が変わっておりますが、これも国の通達がこのような形になってございますので、それに合わせていただいたというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 名称のところでございますが、今回他市町村に本籍がある方が戸籍の証明書をとる場合は、戸籍証明手数料という名前にしました。以前は本籍が高浜にある方は、戸籍の全部または一部の記録事項証明手数料ということで、この証明という言葉が紛らわしいということがありまして、要は高浜市に本籍がある方の場合、戸籍の謄本もしくは抄本という名称にし、他市町村に本籍がある方の証明書を戸籍証明ということに分かりやすく変えたということでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） なるほどそういうことが理由だったんですね。ありがとうございます。

この新旧対照表の今度8ページ、こちらの下段と9ページの3段目とこれ比較したところ、8ページの下段から9ページ上段にかけて証明手数料の規定がございまして、9ページの3段目に閲覧手数料の規定がございまして。その中で戸籍法の引用条項に違いがあるんですね。閲覧手数料には戸籍法第48条の第1項及び第126条の規定がないのですが、この理由についてお聞かせいただきたいなというところと、もう一つ今回の手数料は国が一律に決めたのではなく、市が独自で決めたということによいのかどうか、その確認、そして、もしそうであれば近隣市とこれ手数料の違いどのような手数料の違いがあるか教えてください。

それから、戸籍のこれ謄本が450円で戸籍電子証明書提供用識別符号これ400円となっております。これ識別符号発行手数料が50円安くなっているこの理由についても併せてお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まず1点目の8ページの部分の電子の交付の部分ですね。戸籍法の第48条の1がないというようなところがございます。戸籍法の第48条の1というのは、届出人は

届出の受理又は不受理の証明書を請求することができるというものでございますけれども、こちらについては明確な理由がちょっと私のほうは今把握をしておりませんが、こういった形での改正という形になってございます。

あと近隣市のところでございますけれども、近隣市につきましても、ほぼ同額でこの手数料は運用しておるといふふうに認識をしております。

あと450円と400円の違いというところでございますけれども、ここにつきましては、使用料の部分は手数料の標準額は、窓口対応や証明書作成に係る人件費、システム経費等の物件費など事務を行うに当たり必要な経費を踏まえて適正な金額を設定しているというふうに国は言っております。今回の400円の内訳が人件費が257円、物件費が137円、端数処理をいたしまして400円と定められたものでございます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） 一番最初の質問でございますが、8ページの下から9ページにかけては、これは証明手数料を規定しております、下のところは閲覧手数料ということで、まず第48条の第1というのは、届出の受理・不受理、例えば婚姻届を受理した、不受理ですよという証明書を紙として発行するというものでございますので、それを閲覧するということはあまり考えられないという理由だと思います。

その126条のところでは、統計だとか学術研究、公益性が高い場合に例えば著名人のそういう者に対しての情報を公開していくということでございますが、それも閲覧というよりもどちらかというと紙でお出しするというところでございますので、閲覧ができないものについてはこれは省いているというものでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の戸籍の広域交付制度、これ一見便利のように見えて異なる本籍地でも請求ができるという点におきましては、実はなりすましによる交付という危険性をはらんでいるように思えるんですけれども、こうした危険を防止するための配慮はどのようにされているのか教えてください。

それから、これいつから戸籍電子証明書提供用識別符号これ発行されるのすごくアバウトというか、はっきりしないんですけれども、なぜこれはっきりしないかなというところが分からないのと、あとこの発行が実際行われていくとシステムの改修費とか、それからそういうシステムの利用料これが今後必要になってくると思うんですけれども、それはどのくらいかかってくるんでしょうか。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 先ほどのなりすましの危険性があるのではないかという御指摘でございますけれども、申請に当たりますと、本人が来ていただきまして顔写真つきの身分証明書

の提示を求めることになってございます。それが無い場合には交付をいたしません。

次に、符号がいつから発行されるのかというところですが、先ほどの資料にもございませぬけれども、早くとも令和6年度末を目指しておるというところではございませぬので、いつからというのがちょっとまだ明確に示されておるわけではございませぬ。

システム費用につきましては、ちょっとすみませぬ、幾らというのは申し上げられませぬけれども、負担金という形になろうかと思ひます。ちょっとこれ後ほど確認をさせていただきますので、後ほどお答えさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員、再質問ですか。

○13番（倉田利奈） いやまだ1回目です。

今このシステムが運用されますと戸籍謄本や除籍謄本の交付が本籍地以外でもとれるようになるということなんですけれども、高浜市の場合には本籍地以外でもとれるんですけれども、今までの御答弁いただいたことを総合的に考えると結局これのシステムができたとしてもコンビニ交付は高浜市は戸籍がとれないという理解でいいのかというところの確認。

それから、最後にこれ国が近い将来マイナンバーによってあらゆる情報をひもづけるというふうに言っているんですね。そうなるといずれそうなときには戸籍電子証明書提供用識別符号これ必要なくなるのではないのかなと私は思っているんです。そうであれば今まで同様の戸籍そのものの発行すればシステムの変更とかそういった職員の負担など先ほど今システム改修費とか要るのかどうかというお答えがなかったんですけれども、結局でも国としてはその基は多分システムの改修なり何なり費用がかかっていると思うので、これ税金の無駄遣いではないのかなと私は思っているんですけれども、そのあたりお考えどうなんでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） まずすみませぬ、先ほどシステム費用ということが出ましたけれども、現在システムは更新中ですので、費用はかかっていると思います。先に今からやるというのではなく、利用料ですか、すみませぬ、利用料は確認します。

あとコンビニ交付の件でございませぬが、コンビに交付に関しては、全く変更はございませぬ。現状どおりという形になります。

あと費用が無駄ではないかというところの御質問ですが、やはりこちらこういった形でシステム運用していきますと本籍地以外で例えば証明書がとれるだとか、まとめてとれるだとかそういった利便性が向上していきますので、決して無駄なものではないというふうな認識でおります。

整備費用先ほど今言ったように今進めておりますので、当然かかりますが、利用料につきましては、先ほど答弁したように一度帰って確認し、とりあえず今現時点ではかからないというふう

な想定をいたしております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、2回目の質問、再質問したいと思います。

先ほどマイナポータルを使用する場合無料とした理由について、僅少というようなお言葉が聞こえたんですけども、僅少違いましたか、どういうふうにちょっとお答えしたのかよく聞き取れなかったので、ちょっとその部分についてどういうふうにおっしゃったのかということと、その意味について詳しく教えていただきたいなと思います。

それから、先ほどのシステムを構築して誰が利用できるんですかというところで、国民と地方公共団体という先ほどお答えがありました、これ国民、地方公共団体以外はとりあえずこの今の時点では全くないという理解でいいのかどうか、そのあたりも確認したいと思います。

○議長（杉浦康憲） 市民窓口グループ。

○市民窓口G（芝田啓二） 先ほど私識別符号の発行に要する経費が僅少という言葉を使わせていただきました。差が少ないという意味だと私は理解をしております。

先ほど利用者のほうが国民、地方公共団体だとお答えをしましたが、もっと言うと丸めて言うと、他の行政機関という言い方のほうが正確かなと思いますので、行政機関というふうに私のほうで改めて御答弁させていただきます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） すみません、他の行政機関ということは、でも結局あれですよ、パスポートとかでは今は結局ひもづけされてないということなのかなと思うんですけども、そこ間違っていたらお答えいただきたいんですけども、あとお聞かせいただきたいのが先ほどちょっとなりすましの話をさせていただいたんですけども、御答弁で顔写真つきの身分証明書が必要ということをおっしゃいました。例えば私の祖母でもそうなんですけれども、97歳の高齢なので、顔写真つきの身分証明書というのがなかなか難しいという状況がございます。いろいろな証明書、証明に当たりまして、いわゆる後期高齢者の保険証と、それから診察券とかそういう形で行ったりすることが多いんですけども、そういう身分証明書がない場合、顔写真つきがない場合はどうなるのかということについても確認をしたいと思います。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） この広域交付制度につきましては、申請手続きが厳格化されておまして、基本的に窓口にお越しになる、本人がお越しになる必要があるということと、顔写真つきの身分証明書、マイナンバーカードがあれば十分申請ができるというふうに考えています。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号については、議会運営委員長の報告のとおり会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。

議案第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第8 議案第4号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育長。

○教育長（岡本竜生） 議案第4号 工事請負契約の変更について、提案理由を御説明申し上げます。

なお、別添の参考資料12ページも併せて御参照いただきますようお願い申し上げます。

本案は、高取小学校長寿命化改良工事において、国内における資材及び労務単価等の変動が生じ、高浜市工事請負契約約款で規定する変動前残工事額4億4,251万9,000円と変動後残工事額4億8,310万9,000円との差額が変動前残工事額の1.5%を超えるため、1.5%を超える部分についての工事請負金額3,394万6,000円を増額し、変更後の高取小学校長寿命化改良工事に係る契約金額を10億6,650万5,000円とする工事請負契約の変更をお願いするものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 今回の変更契約を行う工事ですが、これ令和5年9月21日からの工事にな



るかと思えます。既に5か月も過ぎている工事の契約変更を今行うことになった、これ御説明いただきたいと思えます。

それから、協議請求のあった日が9月21日になっておりますが、業者からはどのような書類が提出されたのでしょうか。今回のこれどのような書類提出されたか具体的にお聞かせください。

今回の変更契約は、基準日以降の工事内容が増額の対象となることから、いつどのような算定検査がされたか、増額変更金額を決定する上で非常に重要です。金額大きいので本当に100万円単位、下手したら1,000円万単位で変わってきますから、国土交通省の工事請負契約書運用マニュアルによりますと、請求日から14日以内に出来高確認を行うというふうになっております。法定出来高報告書、工事日報、納品書などの書類はいつ業者から提出されたのでしょうか。

それから、高浜市公共工事検査要領に基づいて出来高など算定検査はいつ行われたのでしょうか。そして、その結果をいつ業者に通知したのでしょうか。ここ非常に重要なので全てに関してお答えください。

それから……。

○議長（杉浦康憲） 倉田利奈議員、まだありますか。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（杉浦康憲） 一旦ここで切ってください。

学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） まずなぜ9月21日に請求があつてこのタイミングで議案が上がってきたのかというところがございます。昨年の9月21日時点ということで、今回の工事3か年工事となりますが、3か年工事のまだ半分の工事量が残っている状況でございました。担当者が現場確認や事業者への聞き取りなどを行って、出来高部分と残工事部分等に区分けした上で項目ごとに単価を控えて再積算を行うという非常に膨大な作業が必要となることから、それだけの時間が必要だったと考えております。

それから、協議はどのような形でということで、事業者からは協議を求める請求書が出てきております。

それから、基準日以降いつの時点の基準をとということなんですが、こちらは市の契約約款及び国土交通省のマニュアルにもありますが、基準日の物価等基準に試算しております。

今回の検査はいつかということなんですが、今年度はまだこれから御議決いただいた後、速やかに検査の日程のほうを調整してまいりたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） 本来基準日からもし私がこれを正しい契約をしようと思えば、今現在は変更してないにもかかわらず工事が進んでしまっているということですが、基準日からこの間工事のほうは継続して今もずっと行われてきたということによろしかったでしょうか。

それから、先ほどのこの工事出来高報告書、工事日報、納品書などの書類、これいつ業者から提出されたのかお答えがありませんでしたし、それから今の話だと出来高などの算定検査これ行っていないということでしょうか。今の御答弁によると、お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 工事の継続という御質問がありましたが、今回工事自体大きな設計変更や仕様変更に伴う契約金額の変更を行うわけではなく、まず物価等の変更に伴って高浜市工事請負契約約款に基づいて行う契約の変更でございます。これから議決を求めていくわけでございますので、工事を止める必要はないかと考えてございます。

それから、出来高等の確認ということでございますが、これは基準日を基準として出来高等の確認を担当のほうにさせていただいておりまして、工事のこれから検査のほうは先ほど申しましたように御議決いただいた後速やかに日程調整をした上で進めてまいりたいと思っております。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） びっくりするような答弁ばかりで今頭真っ白になっちゃったんですけども、結局先ほど9月21日に協議を求める請求書が業者から提出されたとおっしゃったんですけども、そのときに業者のほうから工程出来高報告書、工事日報、納品書それは同時に提出されなかったんですか。これももし別日に提出されているのであればその日にちを教えてください。これ日にちがすごい重要ですから教えてください。

それから、先ほど項目ごとに再積算をしたと言われるんですけども、これ国土交通省のマニュアルによるとそういうやり方は書かれておりません。本来であれば業者が出来高とか工事日報、納品書を出していただいてそれに基づいて市がきちんと出来高とか算定検査行ってなければいけないんですよね。それが今行われずに契約変更するという事は、いわゆる業者が出してきた金額そのものでこれ契約変更するという事でしょうか。お願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 学校経営グループ。

○学校経営G（内藤克己） 日報等がいつ提出されたかというところですが、現在ちょっとものを持っていませんので、日程が不明です。

それから、算定のほうは業者の言うままに積算したのではないかというお話しですが、こちらは先ほど申しましたが、担当者が現場調査をしっかりと行って事業者等の聞き取りなども行いながら、さらに9月21日時点の基準の単価等を調べながら再積算しておりますので、決して事業者の言うとおりの金額にはなってございません。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は議会運営委員長の報告のとおり会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 高取小学校長寿命化改良工事請負契約の変更について、あまりにも手続がずさんで遅いため、反対いたします。

まず、現在変更契約が結ばれていないにもかかわらず変更後の契約を見越して工事を進めてきたことは、根拠のない工事であることから、地方自治法違反になります。議決後に工事の契約を遡ることになることから、事後承認であり、追認議案になります。

したがいまして、このような追認議案には賛成することができません。

そして、国土交通省の工事請負契約書運用マニュアルによりますと、基準日からスライド額確定までは14日以内となっています。再調査や再見積りに多大な労力、または日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することも記されております。なぜ基準日から既に5か月もたってから議案上程されているのでしょうか。

今回の契約変更につきましては、正式な手続を踏んでいないことから、賛成することはできません。

以上で討論終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第4号 工事請負契約の変更について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第9 議案第5号から議案第16号までを会議規則第34条の規定により

一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第5号 高浜市税条例及び高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

別添の議案参考資料17ページをお願いします。

本案は、令和6年度から個人市民税と併せて徴収する森林環境税の免除申請期限が納期限までとされていることから、市民税等及び国民健康保険税の減免申請期限を森林環境税の免除申請期限と合わせるための改正となります。

議案参考資料13ページの新旧対照表をお願いいたします。

初めに、市民税の減免について、第49条第2項の改正は、市民税の減免申請書の提出期限を納期限「前7日」までを納期限までと変更するものでございます。

同様に、第65条第2項では、固定資産税の減免について、14ページをお願いし、第80条第2項及び第81条第2項では、軽自動車税の種別割の減免申請について、15ページをお願いし、第102条第2項では、特別土地保有税の減免申請について、いずれも減免申請書の提出期限を納期限までとするものであります。

16ページをお願いします。

国民健康保険税条例第25条第2項の改正は、国民健康保険税の減免申請書の提出期限を納期限までとするものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） それでは、議案第6号から第9号までの4議案について提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第6号 高浜市上水道事業給水条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

別添参考資料18ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、水道法の一部改正が行われました。現在水道整備管理行政を所管している厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴い、厚生労働省令や厚生労働大臣と規定されているものを移管先に合わせて改正するものでございます。

また、地方自治法の一部改正に伴い、職員の賠償責任を定める地方自治法の条ずれにより引用している条文を改正するものでございます。

改正の内容は、第1条では、高浜市上水道事業給水条例の一部を改正するもので、第9条第1

項及び第37条の2第2項ただし書き中の「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改めるものでございます。

第2条では、高浜市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正するもので、第5条中の引用する地方自治法「第243条の2の2第8項」を「243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

第3条では、高浜市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正するもので、第4条第6項中の「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和6年4月1日からの施行とすることといたしております。

説明は以上でございます。

次に、議案第7号 高浜市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

別添参考資料20ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、先ほど議案第6号と同様に地方自治法の一部改正に伴い、引用している条文の整備を行うものでございます。

改正の内容は、第5条において「第243条の2の2第8項」を「243条の2の8第8項」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行とすることといたしております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第8号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、御説明申し上げます。

別添参考資料の21ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正が必要となったことから、関係条文の整備を行うものでございます。

改正の内容は、第5条第2項第2号の消防作業従事者等の補償基準額の最低額を「8,900円」から「9,100円」とし、非常勤消防団員等の階級及び勤務年数に応じて補償基礎額を定めた別表を団長及び副団長で勤務年数10年未満の者の「1万2,440円」を「1万2,500円」に、10年以上20年未満の者の「1万3,320円」を「1万3,350円」にするなどの引上げを行うものでございます。

なお、附則の第1項において、本条例の施行日は、令和6年4月1日とし、第2項では、傷病補償年金、障害補償年金等についてそれぞれ経過措置の適用を規定いたしております。

次に、議案第9号 高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

別添参考資料24ページの新旧対照表も併せて御覧ください。

本案は、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部改正に伴い、高浜市空家等の適切な管理に関する条例の一部改正が必要となったことから、関係条文の整備を行うものでございます。

主な改正の内容は、第2条では「、各号に掲げる」用語を「法において使用する用語の例」によるに改めるものであります。

改正前の第3条、空家等の所有者等の責務につきましては、法第5条に同様の規定があることから、削除整理を行うものでございます。

第4条では、法第4条第1項に規定する責務及び市民等の規定を加え、第3条に繰上げを行うものでございます。

第7条では、法第13条第1項に規定する状態にあると認めるときは、管理不全空家等として新たに認定することを加え、第6条に繰上げを行うものでございます。

第8条では、管理不全空家等に対し法第13条の定めるところによる措置が講ずることができることを規定し、第7条に繰上げを行うものでございます。

なお、附則におきまして、この条例は令和6年4月1日から施行することといたしております。説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） それでは、議案第10号から議案第14号までの5議案について、御説明申し上げます。

初めに、議案第10号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案書により御説明申し上げます。

本案は、高浜市議会の議員に係る議員報酬を改定するものでございます。

改正の内容は、別表中、議長の議員報酬月額「45万7,000円」を「46万2,000円」に、副議長の議員報酬月額「39万3,000円」を「39万8,000円」に、議員の議員報酬月額「36万7,000円」を「37万1,000円」に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、令和6年4月1日からといたしております。

続きまして、議案第11号 高浜市特別職員の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案書により御説明申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給料月額を改定するものでございます。

改正の内容は、別表第1中、市長の給料月額「90万1,000円」を「91万2,000円」に、副市長の給料月額「74万9,000円」を「75万8,000円」に、教育長の給料月額64万2,000円を66万円に改めるものでございます。

なお、附則におきまして、この条例の施行期日は、令和6年4月1日からといたしております。  
次に、議案第12号 高浜市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案書により御説明申し上げます。

本案は、高浜市南部ふれあいプラザについて、市長の許可を受けて利用する施設に喫茶レストラン及びパン工房棟を追加するものでございます。

あわせて附則におきまして高浜市使用料及び手数料条例の別表第2に月額使用料として、喫茶レストラン5万4,830円、パン工房棟1万7,870円を追加するものであります。

なお、この条例の施行期日は、令和6年4月1日からといたしております。

次に、議案第13号 高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、議案第14号 高浜市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、この2議案につきましては、関連がありますので、一括して御説明申し上げます。

参考資料34ページも併せてお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当の支給が可能となったことから、本市の会計年度任用企業職員も含めた会計年度任用職員について、令和6年度より勤勉手当を支給するために所要の改正をいたすものでございます。

初めに、議案第13号の第1条の改正内容でございますが、会計年度任用職員の給与を定めた第3条において、給与の中に勤勉手当を追加するとともに、第14条の2及び第22条の2では、勤勉手当の支給対象を任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とし、支給割合や支給方法は、正規職員の支給について準用するとしております。

第2条の改正内容でございますが、高浜市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例においても、給与の中に勤勉手当を追加するものであります。

次に、議案第14号の一部改正の改正内容でございますが、育児休業をしている職員のうち、勤勉手当の支給を受ける職員に関する条文から会計年度任用職員を除く規定を削除し、支給することといたしております。

最後に、附則の関係でございますが、議案第13号及び議案第14号の条例は、令和6年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第15号 高浜市介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書23ページをお願いいたします。

なお、別添の議案参考資料35ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準や事業者の指定に関する基準を定めるものであり、これまで別々に定められていた「地域密着型サービス」、「地域密着型介護予防サービス」、「居宅介護支援」及び「介護予防支援」を一つに取りまとめ、新たに条例を制定するものであります。

第1条は、条例の趣旨、第2条は、用語の定義を定めております。

第3条は、本市独自の規定になりますが、介護サービス事業者に対して暴力団の排除を義務づけております。

第4条から第8条までは、定期巡回、随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護といった指定地域密着型サービス事業の人員等に関する基準を定めていますが、原則は国が定める基準といたしております。

第9条から第12条までは、介護予防認知症対応型通所介護や介護予防小規模多機能型居宅介護といった指定地域密着型介護予防サービス事業の人員等に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に対する基準を定めていますが、原則は国が定める基準といたしております。

第13条から第17条までは、要介護1から5の認定者を対象とした居宅サービス等の利用計画などを作成する事業である指定居宅介護支援事業の人員等に関する基準を定めていますが、原則は国が定める基準といたしております。

第18条から第22条までは、要支援1、2の認定者を対象とした介護予防サービス等の利用計画などを作成する事業である指定介護予防支援事業の人員等に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めていますが、こちらも原則は国が定める基準といたしております。

なお、附則の第1条におきまして、この条例は令和6年4月1日からの施行とするとともに、第2条におきまして、これまで別々に定められていた地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービス、居宅介護支援及び介護予防支援に関する7つの条例は、廃止することといたします。

議案第15号の説明は、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第16号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

議案書の30ページをお願いいたします。

なお、別添の議案参考資料45ページ、46ページも併せて御覧いただきますようお願いいたします。

本案は、第9期介護保険事業計画の計画期間における介護保険料率の見直しや上乗せサービスの廃止を行うほか、介護保険法施行令等の一部を改正する政令の施行などに伴い、第1号保険料の多段階化等所要の規定の整備をお願いするものであります。

まず、第8条に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額いわゆる上乗せサービスに



つきましては、65歳以上の第1号被保険者の皆さんの保険料を財源とし、国基準の支給限度基準額を超えるサービスを提供してまいりました。しかし、介護保険制度が始まって23年が経過し、その間、様々なサービスが充実してきたことに加えて、高齢者の皆さんの保険料の負担軽減を図ることを目的に、介護保険審議会において審議した結果、上乘せサービスは第8期をもって終了することとし、条文を削除するものであります。

次に、第11条に規定する保険料率につきましては、令和6年度から令和8年度までの介護保険料率について額を改定することともに、所得段階を従来の17段階から20段階へと3段階増やすものであります。

具体的には基準となる月額保険料を第8期の5,820円から5,990円に改正し、第1号を2万9,830円に、第2号を4万3,128円に、第3号を4万7,081円に、第4号を6万1,098円に、第5号を7万1,880円に、第6号を8万4,099円に、第7号を8万7,693円に、第8号を合計所得金額が210万円未満の者を130万円未満の者とし9万1,287円に、第9号を合計所得金額が290万円未満の者を210万円未満の者とし9万3,444円に、第10号を合計所得金額が320万円未満の者を290万円未満の者とし10万7,820円に、第11号を合計所得金額が350万円未満の者を320万円未満の者とし11万5,008円に、第12号を合計所得金額が500万円未満の者を350万円未満の者とし12万2,196円に、第13号を合計所得金額が600万円未満の者を420万円未満の者とし12万9,384円に、第14号を合計所得金額が700万円未満の者を520万円未満の者とし13万6,572円に、第15号を合計所得金額が850万円未満の者を620万円未満の者とし15万948円に、第16号を合計所得金額が1,000万円未満の者を720万円未満の者とし16万5,324円に、第17号を合計所得金額が850万円未満の者とし17万2,512円にそれぞれ改めるとともに、第18号を合計所得金額が1,000万円未満の者とし17万9,700円に、第19号を合計所得金額が1,500万円未満の者とし18万6,888円に、第20号を19万4,076円に定めるものであります。

第2項では、第1号に該当する者の減額後の保険料率を1万7,610円に、第2号に該当する者の減額後の保険料率を2万8,752円に、第3号に該当する者の減額後の保険料率を4万6,722円としております。

最後に、第19条に規定する保険料の減免につきましては、減免の申請基準を納期限までに改めるものであります。

なお、施行期日は、令和6年4月1日からとし、改正後の保険料率は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によることといたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は13時。

午前11時58分休憩

---

午後 1 時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第10 議案第17号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第10回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第17号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第10回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第10回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億2,225万5,000円を追加し、補正後の予算総額を182億4,521万8,000円といたすものであります。

10ページをお願いいたします。

繰越明許費は5件で、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和6年度に繰り越すものであります。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、推奨事業メニュー分、住民税均等割のみ課税世帯分及び低所得者の子育て世帯への子供加算分が追加されたことに伴い、増額いたすものであります。

24ページ、25ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項1目総務管理費は、アシタのたかはま研究事業に従事する会計年度任用職員の報酬等を計上いたすものであります。

12目企画費の5、アシタのたかはま研究事業は、市公式LINEを活用して、市内事業者で割引を受けられる電子クーポンを発行することで、物価高騰の影響を受けている市内の家計やお店を応援するとともに、市公式LINE登録者の増加のため、高浜市電子クーポン事業登録店補助金等を計上いたすものであります。

3款1項1目社会福祉総務費は、価格高騰重点支援給付金支給事業に従事する会計年度任用職員の報酬等を計上いたすものであります。

3款1項25目価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）支給事業費は、令和5年度に

おける住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給いたすものであります。

主な内容は、委託料として、システム開発業務委託料550万円、交付金として、価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課税世帯分）1億円などを計上いたしております。

26ページ、27ページをお願いいたします。

3款1項26目価格高騰重点支援給付金（低所得者の子育て給付）支給事業費は、令和5年度における住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付への加算として、当該世帯において扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給いたすものであります。

主な内容は、委託料として、システム開発業務委託料550万円、交付金として、価格高騰重点支援給付金（低所得者の子育て給付）4,000万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお申し上げます。

○議長（杉浦康憲） これより質疑に入ります。

1番、橋本友樹議員。

○1番（橋本友樹） それでは、新規・主要事業のナンバー1、アシタのたかはま研究事業等（高浜市電子クーポン支援業務委託料等）について、少し質疑させていただきます。

この件については、12月の定例会において私どもから質問、そして御提案させていただいたことが早速事業化されたということについて、大変喜ばしく思っております。

今回この事業について、担当グループが総合政策グループとなっておりますが、大体今までのようなのは経済環境さんなのかなというふうに思うんですが、このことに関してなぜ総合政策なのかということと、こういったことは、やはり商工会さんとの連携というのが必要不可欠だと思っております。商工会さんとはどのような話をされたのか、また今後されていくのかということについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず1点目、なぜ総合政策グループでの予算計上というところがございますが、今回クーポン発行、事業者や家計支援というのがありますが、もう一つの理由の中に、公式LINEの活性化、登録者数を増やすというようなところもございまして、総合政策が主となって、今回クーポンプロジェクトチームを立ち上げまして、その中に経済環境グループの職員、あと、今回この事業に興味がある、関わりたいといった職員も手挙げで入っていただいて、プロジェクトで進めていこうというような形を取っております。

次に、商工会との連携でございますが、今回こういったような事業を組み立てるに当たり、商工会さんにも少し御意見を聞きました。今後は実際、登録事業店舗の御案内等々、こういったのも商工会を通じてお願いをさせていただくなど、商工会員になっている事業者につきまして、商工会を通じて説明会、こういった事業をやりますよといった説明会を開催していただくなど、そういったような連携を密に取ってやっていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） 1番、橋本友樹議員。

○1番（橋本友樹） ありがとうございます。

じゃ、ちょっと具体的なことをお聞きしたいんですが、これ、LINEクーポンを使って登録者の方がそのクーポンを持って事業者、お店なり行って、その割引してもらおうという形だと思うんですけども、対象と考えている事業者の業種、この間、知立市さんがやったのは飲食店のみとこだわったんですが、業種についてはどのように考えているのかということをお聞かせください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） 対象となる事業所でございますが、今後検討をちょっと進めていくところはございますが、できれば、飲食店のほかにプラスいろいろ物を売っているサービス業とか、そういったようなところ、できるといいなと思いますが、そこら辺はちょっと今後、検討して詰めていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 主要・新規事業のナンバー1、アシタのたかはま研究事業等（高浜市電子クーポン支援業務委託料等）に関しまして、障がい者によってはLINEが使えない人もいますかと思っておりますけれども、そういう方々に対しての対応を今後も含めてどう考えていかれるのか、お願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） LINEが使えない、使い方が分からない、いろいろあると思いますが、コールセンターを今回設置をしていきたいと思っておりますし、窓口での使い方、利用の仕方の説明もしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦康憲） 12番、柴口征寛議員。

○12番（柴口征寛） 使い方が分からない方の窓口や支援は大事なんですけれども、使いたくてもスマホを触れないといった方々に対しては、どうされるのかお願いします。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） スマホを持っていないというような形になるといけないんですけども、スマホをお持ちであれば、そこら辺は、繰り返しになりますが、このように具体的に一緒に触りながら、こうやって使っていくんだよというところで説明をさせていただきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

5番、野々山 啓議員。

○5番（野々山 啓） 新規事業等の概要の5ページ、価格高騰重点支援給付金（均等割のみ課

税世帯分)支給事業並びに6ページの価格高騰重点支援給付金(低所得者の子育て給付)支給事業について、改めて確認をしたくお尋ねしますが、対象世帯への周知方法と周知の開始時期、また給付の開始時期や方法についてお教えてください。また、2月の広報に電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の案内が掲載されていましたが、今回の2点についても広報へ掲載されるのか、市民の方から、住民税均等割世帯とは自分も対象になるのかとの問合せがありました、おおむね世帯年収が幾ら未満なのか等の分かりやすい表記はできるのかについて、お尋ねいたします。

○議長(杉浦康憲) 地域福祉グループ。

○地域福祉G(東條光穂) 主要・新規事業の2件の給付金につきましてですが、周知方法、周知時期につきましては今まで同様に、周知方法につきましては、対象になるとされる方への通知及び広報やホームページ、LINEを使っての周知を考えております。

時期につきましては、今からシステム等構築していきますので、6月をめどに頑張っていきたいと思っております。

給付開始時期につきましては、通知をしてから一月ぐらいをめどに給付ができればと考えております。

広報の掲載につきましては、今まで同様に、開始になりました対象期間などの広報を行っていきたくと思っております。

あと、均等割のみ課税世帯の年収なんですけれども、世帯構成だったりとかによっていろいろ変わってまいります、例えば75歳以上の方で年金収入しかない方については、例えば155万円以下であれば対象になりますというような一定の例示をさせていただきたいと思っております。ただ、広報につきましては、紙面の都合がございますので、こういった例示につきましては、ホームページだけだったりとか、何かどこかで分かるようにはしていきますが、広報の紙面に載せられるかというのは、またちょっと今後検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長(杉浦康憲) ほかに。

13番、倉田利奈議員。

○13番(倉田利奈) アシタのたかはま研究事業等についてお聞きしてまいります。

まず、委託料250万5,000円、こちらの内容につきまして詳しく教えていただきたいと思っております。

それから、経済効果1億円以上というふうに表示されているんですけれども、これの根拠についても御説明をお願いしたいと思います。

それから、先日の議案説明で、先ほども御答弁あったんですけれども、制度設計を今からするというようなお話があって、これ、非常に問題だと思っているんですけれども、なぜ今回、詳細な制度設計がないまま予算計上され、このように議案上程されたのか、このあたりの御説明もお

願いたいと思います。

今回、こうやって議案上程をされ、また初日、今日、即日結審しなければならない、なぜこういう状況になったのかについてもお答えいただきたいと思います。

引き続きまだ質問してもよろしいですか。

○議長（杉浦康憲） まだたくさんありますか。

○13番（倉田利奈） はい。

○議長（杉浦康憲） じゃ、ここで一度。

総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、委託料の中身でございますが、業務内容としましては、コールセンター業務、登録店の募集業務、登録店の様々な対応業務、事業所向けの説明会等の開催というようなものを委託しようと考えてございます。

経済効果1億円以上の根拠というところでございますが、今回、主要・新規事業の事業内容のところにもございますが、現在の予定としては、1,000円以上の購入に対して500円の割引というようなことを想定しております。500円、大体下の補助金のところで5,800万円余の補助金の規模を予定しておりますので、500円割引でこの規模ですので、実際1,000円以上使ってという形になりますので、この倍以上は市内の中でお金が動くというような形を想定しております、1億円以上の経済効果を目指したいというところでございます。

また、制度設計がないままというところでございますが、既に先行して実施をされている自治体さんがございます。そういったところを参考にしながら、LINEを使ったクーポンのところにつきましても先行してやっている自治体がございますので、そういったところを参考にしながら、詳細な部分は今後事業所を、当然事業所も登録してもいいよというようなところしか登録できませんので、そういったような業種といったところは今後詳細を詰めていきますが、実際の仕組み自体は、おおむね固まっているというところでございます。

また、今回、この3月議会の初日即決というところでございますが、そもそも今回この交付金につきましても、来年度に繰り越す条件としまして、本年度中に予算を計上しないといけないというようなところの条件がございました。また、経済対策でございますので、できる限り早く予算化して、取り組んでいけたらというような考えもございまして、このタイミングでの予算計上とさせていただきます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） これ、LINE登録すれば使えることになるのかなと思いますと、結局これ市外の方も、登録すればこのクーポンを利用することが可能であるかどうかについて教えてください。

それから今回、ほかの自治体もやっていますけれども、高浜市の場合、1,000円以上購入で500

円割引、こういう金額に設定をした理由についてもお聞かせください。

それから、今回の経済対策ということで地方創生臨時交付金を活用するという事なんですけれども、国のほうがやはり地方創生臨時交付金については、給食費の補填とか無償化とか、そういうことにぜひ使ってくださいねということを行っていると思うんですけれども、今回そういうものに使えば、こうした人件費とか委託料とかも必要なくなってくると思うんですけれども、なぜそういったものではなくてクーポンにされたのか、このあたりの御説明をお願いしたいと思います。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） LINEの使える方々につきましては、登録いただければ使えますので、友達登録していただければ使えるので、市外の方も使って、市内の事業所で使っていただくことができるというところはございます。

また、この割引率の設定でございますが、こちらも他市の事例を参考にしながら、いろんなパターンを想定しました。その結果、金額はこれになりますが、なるべく多くの方に使ってもらえるようにという形で、1,000円以上で500円の割引というように設定させていただきました。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 交付金を給食費の無償化に使わないのかというお問合せです。

今回、臨時的に実施するという事で、家計応援、店舗支援として実施していこうということとしております。給食費の無償化ということでございますと、これは恒久的に恩恵を受けるように実施するという事は難しいという判断をしております。その年の子供だけが恩恵を受けられるような結果、臨時的に結果となってしまったりするというのが考えられますので、今回は、広く多くの方が利用していただける事業ということで、結果的にクーポン事業を実施するという考えに至ったというところでございます。

○議長（杉浦康憲） 13番、倉田利奈議員。

○13番（倉田利奈） では、2回目の質問をしたいと思っております。

先ほど経済効果のお話がありました。結局やはりクーポン、他市や他の自治体の事例を見ますと、多くがスーパーとか、それからドラッグストア、そうしたところで使えるところがすごく多くて、結局は日常の買物をそこで行って、1,000円分買えば500円割引ということになるので、なかなか地元の小さな商店とかに経済効果が波及しないということが、今までのいろんな施策についてもそのように私は感じているんですけれども、そのあたりも含め、ちょっとこの1億円以上というのは、私はちょっとこの設定は考え方として問題があるのではないかとということと、それから、やはり地元のほうにお金が、地元の商店に経済効果が波及するような、何かお考えがあるのかどうかについても併せてお願いしたいと思っております。

それから、今、恒久的な恩恵を受けるのは、給食費のほうは難しいとかいろいろなお話があったんですけども、確かにそれは、ずっと恒久的にするのは、また別で財源確保が必要かと思えますけれども、やはり限定的に給食費の無償化を行っていたり、特に高浜は給食費が値上がっておりますので、その分の補填は十分できるかと思うんですけども、そのあたり考えていただけなかったというのが非常に残念かなと思うので、もしそのあたり、別に何か考えがあれば教えていただきたいのと、あと、広く多くの方が利用するというふうに今、企画部長のほうでおっしゃったかと思うんですけども、やはりスマホを持っていない高齢者というのは、これは使えないんですよ。

ほかの自治体では、やはり印刷費とかいろいろかかりますから、公平的な面で見ると、紙できちんと地元のチケット、それからチェーン店とかでも使えるチケットみたいな形で、紙でそうしたクーポンを配布しているところもございますので、これ、高齢者の方に対する何か配慮とか何かできること、そういうことがあれば教えていただきたいのと、あと最後、先ほど、近隣で行ったクーポン事業を参考にしながら、詳細な部分について詰めていくという御答弁がありました。この詳細な部分についてというのがどこのことを言っているのか、なかなか具体的に難しいかと思うんですけども、結局このクーポンをどうやって受け取って、どうやってお店で使えるかというのがなかなかイメージが湧かないんですよ。そのあたり、詳細という、それが詳細という部分なので、決まっていないのかどうか、そのあたりについても教えてください。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） まず、経済効果のところでございますが、いろいろあるかと思えますが、今回経済効果として1億円以上と掲げさせていただいているのは、5,000万円ほどの補助金というようなところを計上させていただきますので、実際使われるお金については、その倍以上が市内の事業所の中で使われるということで、その経済効果というような形で書かせていただいております。

あと、地元のお店というようなところであろうかと思いますが、今回、いろんな自治体によってやり方がありました。正直、同じ店で何回も使ってしまえるような、お店が集中してしまうようなやり方もありましたが、今回高浜市で予定しておりますのは、お店ごとのクーポンの画面をつくりまして、お店ごとでクーポン設定をする予定をしておりますので、特定のお店に集中があまりしないように満遍なく広がるように、そういった工夫をさせていただきたいと考えております。

また、持っていない人、高齢者への配慮というところでございますが、これまでも紙でのクーポンにつきましては実施をしております。そういったようなところもありますし、今後LINEというところ、今回の3月の招集御挨拶の中でも、今後重要な情報発信のツールと考えております。今回こういったようなことをきっかけに、ちょっとスマートフォンを持ってみようとい



うような、そんなきっかけになれば、クーポンだけということではなくて、今後の市政を考えて、情報発信を考えていく上ではプラスになってくると考えておりますので、そういったことも踏まえて、今回LINEクーポンという形でさせていただいております。

また、詳細な部分でございますが、こういったもの、各市、名前とかも工夫を凝らして浸透するようなものを考えています。そういった名称であったり、先ほどありました使える事業所をどこまで広げるかとか、実際使いやすい画面になるように工夫をどうしたらいいかとか、そういったような細かいものになりますが、実際には登録をいただきますと、リッチメニューのところに、今回LINEクーポンの事業のメニュー画面のアイコンをつくらせていただきます。そこをクリックしていただくと、各お店ごと、ジャンルに分かれるかもしれませんが、クーポンの画面が開いて、お店のところでクーポンを使うというような形で、いろいろ最近だとお店でそういったクーポンの発行もされておりますが、似たような形でクーポンを使うと、ポンと押すような形だけで使えるようなものを予定しておりますので、そういったところが詳細、今後詰めていくところになります。

○議長（杉浦康憲） 企画部長。

○企画部長（木村忠好） 給食費の無償化ということで2回目の質問がありました。

もし仮に1年間で無償化ということを実施しますと、おおむね2億5,000万円以上の負担が必要になってくるかというふうに推計しております。今回、臨時交付金が充たっているのは6,500万円です。これを給食費の無償化のためにということになってきますと、限られた人で限られた条件の中でということになってしまいますので、今回につきましては、広く多くの方が利用できるような状況で臨時交付金を使っていこうという考えに至ったというところでございます。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

10番、北川広人議員。

○10番（北川広人） それでは、アシタのたかはま研究事業についてお聞きしたいんですけども、せっかくこういう事業をお国のお金でやらせていただくわけですので、その後のデータみたいなもの、ここにつかめるデータっていろいろあると思うんですよね。そういったものもぜひ業務委託の中に入れ込んでいくことはできないのかなということだと思うんですけども、金額的な問題も当然あるとは思いますが、それとも役所の中で、データ分析が取れるような準備を一緒に進めていくということも大事な事かなというふうに思うんですけども、その辺のところの考えはどうでしょうか。

○議長（杉浦康憲） 総合政策グループ。

○総合政策G（榊原雅彦） ありがとうございます。

データ活用につきましては、LINEを使っていく中で、受信設定をしっかりといただければ、どこにお住まいの何十代の方がどこでチケットを使ったということも、データ蓄積をされて

まいります。そういったところで、委託の中に含まれますと、言われるように、ちょっと委託料が上がってしまう可能性があります。なるべくなら市民の方に還元できたらいいなと思いますので、そういったデータ分析につきましては、ぜひ市の内部でしっかりとやっていきたいと考えております。

○議長（杉浦康憲） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第17号については、議会運営委員長の報告のとおり、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第10回）について、反対いたします。

価格高騰重点支援給付金支給事業については賛成いたしますが、アシタのたかはま研究事業については賛成することができません。なぜなら、このクーポン事業の制度設計が詳細にされていない状態で予算計上されているからです。これでは、この事業に税金を投入していかどうかも分かりません。既に刈谷市では、同様のLINEを使ったクーポン事業を行っていましたが、一部の店舗周辺の渋滞やレジでの手続からの混雑など、様々なお店で問題が発生し、お店も市民も混乱を招く状況になっておりました。

今回の事業内容は、事業者1か所につき1,000円以上購入で500円の割引となっておりますが、この制度であれば、お金を使える市民はお店を渡り合えば幾らでも割引のサービスを受けることができます。スマホを持っていなかったりLINEが使えないような高齢者は利用することができないことから、家庭負担の軽減が市民に公平に図られるとは思いません。制度設計を詳細に明らかにしなければ、費用対効果があるかどうかも分かりませんし、多くの市民が納得できるような制度になるのかも分からないため、賛成することはできません。そして、このような状態で予算計上することは金輪際やめていただきたいと強く要望し、私の反対討論を終わります。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 賛成討論を求めます。

3番、神谷直子議員。

〔3番 神谷直子 登壇〕

○3番（神谷直子） 議案第17号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第10回）について、賛成討論させていただきます。

この議案は、物価上昇による家計を助けるため、市内事業者の応援をするためのLINEの電子クーポンの発行や住民税非課税以外の世帯であり、住民税均等割の課税世帯に対して10万円、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯のうち18歳以下の児童を扶養している世帯に児童1人当たり5万円の支給となる事業です。物価高騰でお困りの家庭ではすぐにでも支給されるべき事業であること、電子クーポンの発行は、今まで紙のクーポンを発行してきたことを考えると、今回は新たな施策でございますし、経済効果も期待されるところのこと。給食費無償化では一部の方に偏るというのはそのとおりですし、多くの経済効果をもたらすかは疑問です。また、このようなクーポン事業は、近隣自治体でも実績が出ているものでございます。そのことから考えると、反対するものではないと考えます。

今回、即決の議案上程に関しても、素早い議決で速やかな支給、事業の開始をしていくものだと考えております。議員の皆様方の御賛同していただけますようお願い申し上げます、市政クラブを代表し、賛成討論とさせていただきます。

〔3番 神谷直子 降壇〕

○議長（杉浦康憲） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（杉浦康憲） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第17号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第10回）について原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（杉浦康憲） 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第11 議案第18号から議案第23号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第18号 令和5年度一般会計補正予算（第11回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

第11回補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,008万1,000円を減額し、補正後の予算総額を181億513万7,000円といたすものでございます。

12ページをお願いいたします。

繰越明許費は4件で、いずれも年度内の完了が見込めないことから、令和6年度に繰り越すものでございます。

14ページをお願いいたします。

債務負担行為補正は、上段の基幹システム改修業務委託料については、新たに期間及び限度額を定めるもので、下段の4件につきましては、契約金額の確定により限度額を変更いたすものでございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

地方債補正では、上段から中段の道路整備事業、公園整備事業、高取幼稚園解体事業、吉浜幼稚園長寿命化改良事業及びスポーツ施設改修事業は、事業費の確定等により限度額を増減いたすもので、下段の吉浜北部保育園長寿命化改良事業からふれあいプラザ改修事業までの3事業は、限度額を新たに設定いたすものでございます。

58ページ、59ページをお願いいたします。

歳入の主なものについて申し上げます。

1款1項市民税及び2項固定資産税は、決算見込みに伴い増額いたすものであります。

14款1項1目民生費国庫負担金の生活保護費負担金は、医療扶助費の増加に伴い、増額いたすものであります。

60ページ、61ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金の社会福祉費補助金は、市内の認知症対応型共同生活介護の事業所開設費に対して、県から追加交付されたものを増額いたすものであります。

64ページ、65ページをお願いいたします。

17款1項1目一般寄附金は、匿名の方から御寄附いただいたもので、3目衛生費寄附金は、株式会社ヤマナカ様から御寄附いただいたものであります。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正の財源調整として減額するもので、奨学基金繰入金は利子額の確定に伴い減額するもので、森林環境譲与税基金繰入金は、充当事業の決算額が確定したことに伴い減額いたすものでございます。

20款4項2目弁償金は、市内小・中学校児童・生徒貸与タブレット端末等の紛失に係る損害賠償金の増加に伴い、増額いたすものでございます。

4目雑入の総合検診は、健康審査委託料の増加に伴い増額するもので、公共施設等使用料収入は、高浜小学校駐車場充電スタンド利用料収入の増加に伴い増額するもので、長寿命化改良工事業者上下水道料金実費徴収金は、高取小学校及び吉浜小学校の長寿命化改良工事における上下水

道の利用が増加したことに伴い、増額いたすものであります。

そのほか歳入全体を通じまして、決算見込みや交付額の決定などにより負担金、国・県支出金、財産収入などについてそれぞれ増減いたしております。

70ページ、71ページをお願いいたします。

歳出の主なものについて申し上げます。

2款1項20目諸費は、補助金等の精算に伴う返還金を計上するものであります。

72ページ、73ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、国の仕様に合わせ戸籍システムの修正を行うための費用を増額いたすものでございます。

78ページ、79ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者在宅・施設介護費は、障害者相談支援事業等について、消費税非課税事業として取り扱っていたところ、県からの通知により課税事業であることが判明したため、現年度の消費税分として委託料を増額するとともに、過年度の消費税延滞税分の修正申告補償金を計上いたすものであります。

7目介護保険推進費の3、介護保険システム電算管理事業は、保険料等の変更に伴う介護保険システムの修正を行うための費用を計上いたすもので、81ページをお願いいたしまして、13、地域医療介護総合確保基金事業は、市内に認知症グループホームを新たに開設する事業者に対して交付する補助金を増額いたすものでございます。

84ページ、85ページをお願いいたします。

3款3項2目生活援助費は、入院医療費の増加に伴い、生活保護費を増額いたすものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費は、臨時接種の終了により用途がなくなるコロナウイルスワクチンやワクチン保冷庫、注射器等を破棄などする費用として修繕料、廃棄物処理業務委託料及びごみ処理施設使用料を計上いたすものでございます。

2目保健・予防費は、総合検診の受診者数の増加に伴い、健康審査委託料を増額いたすものでございます。

そのほか、歳出全体を通じまして、高圧電力の入札結果に伴い光熱水費を減額するほか、事業費の確定等により委託料、補助金、工事請負費等の事業費をそれぞれ増減いたしております。

説明は以上のおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第19号 令和5年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の21ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ11万3,000円を減額し、補正後の予算総額を36億9,767万7,000円といたすものであります。

歳入について申し上げます。

補正予算説明書の118ページ、119ページをお願いします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税及び1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税は、見込み被保険者数の減少による減額であります。

2款1項1目保険給付費等交付金は、保険者努力支援分、第2号繰入金及び特定健康診査負担金の実績見込額の減少によるものであります。

4款1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金、保険基盤安定支援分繰入金及び財政安定化支援事業繰入金の交付見込額の増加等による増額であります。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、今回の補正に伴う財源調整であります。

120ページ、121ページをお願いいたします。

6款3項1目一般被保険者第三者納付金は、実績見込額の増加によるものであります。

続きまして、歳出について申し上げます。

122ページ、123ページをお願いします。

1款1項1目一般管理費及び1款2項1目賦課徴収費は、普通旅費、印刷製本費等の実績見込額の減少によるものであります。

4款1項1目特定健康診査等事業費は、県補助金の交付見込額の減少により、財源構成を変更するものであります。

7款1項3目償還金は、前年度の特別調整交付金の確定による返還金であります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第20号 令和5年度高浜市土地取得費特別会計補正予算（第2回）について御説明申し上げます。

補正予算書27ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,434万5,000円を減額し、補正後の予算総額を6,327万円とするものでございます。

説明書の130、131ページをお願いいたします。

歳入でありますが、1款2項1目不動産売払収入3,529万6,000円の減額は、当初売却処分予定の代替用地等の売払収入がなくなったものでございます。

132ページ、133ページをお願いいたします。

歳出は、1款1項1目土地取得費、16節の公有財産購入費3,432万8,000円の減額は、予定をいたしておりました代替予定地取得が見込めなくなったことによるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） では、議案第21号 令和5年度公共駐車場事業特別会計補正予算（第3回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の33ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ296万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3,128万7,000円といたすものでございます。

140ページ、141ページをお願いいたします。

歳入の1款1項1目駐車場使用料は、決算見込みに伴い、自動車駐車場使用料を減額いたすものでございます。

142ページ、143ページをお願いいたします。

歳出の1款1項1目駐車場管理費の1、公共駐車場管理事業は、事業費の確定等により、工事請負費及び公課費を減額いたすもので、2、基金積立事業は、使用料収入の減少に伴い、高浜市公共駐車場施設整備基金積立金を減額いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第22号 令和5年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）につきまして、御説明申し上げます。

補正予算書39ページをお願いいたします。

今回の補正は、保険事業勘定で歳入歳出それぞれ4,384万5,000円を減額し、補正後の予算総額を30億7,914万8,000円といたすものであります。

なお、介護サービス事業勘定につきましては、歳入歳出の総額に変更はなく、42ページをお願いをいたしまして、第2表歳入歳出予算補正の総括表のとおり、補正額はゼロ円となっております。

続きまして、152、153ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金及び7款繰入金は、いずれも歳出の施設介護サービス給付費の実績見込みによる減額が主なものであります。

次に、156、157ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳出でございますが、1款1項1目一般管理費の通信運搬費は、区分支給限度基準額が変更になることから、介護保険証を再交付し郵送する必要があるため、増額をいたしております。

また、2款1項3目介護施設サービス給付費は、実績見込みにより減額をいたしております。

続きまして、164、165ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款1項1目介護予防給付手数料は、実績見込みにより増額し、これに伴いまして、2款1項1目一般会計繰入金を減額いたしております。

説明は以上であります。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第23号 令和5年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の45ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,811万円を追加し、補正後の予算総額を6億1,192万7,000円といたすものであります。

補正予算説明書の172ページ、173ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

1款1項1目特別徴収保険料は、実績見込みにより減額いたすものであります。

1款1項2目普通徴収保険料は、被保険者数の増加に伴い増額いたすものであります。

3款1項1目一般会計繰入金は、主に保険基盤安定繰入金の確定により増額いたすものであります。

174ページ、175ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、愛知県後期高齢者医療広域連合の電算処理システム機器の更改スケジュールが1年延期されるため、減額いたすものであります。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入の実績見込みの増加及び保険基盤安定繰入金の増加により、増額いたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 暫時休憩します。再開は14時。

午後1時51分休憩

---

午後2時00分再開

○議長（杉浦康憲） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第12 議案第24号から議案第31号までを会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、提案理由の説明を求めます。

総務部長。



○総務部長（杉浦崇臣） それでは、議案第24号 令和6年度高浜市一般会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の7ページをお願いいたします。

一般会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ179億9,220万円と定めるものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

債務負担行為は、17の事項について定めるもので、公の施設の指定管理料、職員用パーソナルコンピュータ等借上料が主なものでございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

地方債は、ふれあいプラザ改修事業をはじめ16事業について、合わせて8億5,320万円を計上いたすものでございます。

53ページをお願いいたします。

1款市税は89億4,684万1,000円で、前年度比9,570万2,000円の減を見込んでおります。

58ページをお願いいたします。

1款市税の1項1目個人市民税は29億6,981万5,000円、2目法人市民税は5億4,604万3,000円、2項1目固定資産税は40億5,762万2,000円を見込んでおります。

60ページをお願いいたします。

3項軽自動車税は1億4,842万5,000円、4項市たばこ税は3億7,877万1,000円を見込んでおります。

62ページをお願いいたします。

5項都市計画税は8億260万6,000円を見込んでおります。

64ページをお願いいたします。

6款1項法人事業税交付金は1億6,700万円、7款1項地方消費税交付金は11億3,800万円を見込んでおります。

66ページをお願いいたします。

9款1項地方特例交付金は3億3,400万円、10款1項地方交付税は、特別交付税として1億円を見込み、普通交付税は不交付を見込んでおります。

12款1項負担金は9,114万1,000円を見込んでおります。

68ページをお願いいたします。

13款1項使用料は8,021万1,000円を見込んでおります。

70ページをお願いいたします。

13款2項手数料は5,883万9,000円を見込んでおります。

14款1項国庫負担金は、72ページ上段の計欄のとおり23億8,168万7,000円を見込んでおります。主なものは、71ページ下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金4億5,044万

8,000円、73ページをお願いいたしまして、上段の児童手当負担金7億1,661万円、子どものための教育・保育給付費負担金6億4,317万6,000円などがございます。

14款2項国庫補助金は、74ページをお願いしまして、上段の計欄のとおり3億8,507万6,000円を見込んでおります。

15款1項県負担金は、76ページをお願いいたしまして、上段の計欄のとおり9億2,288万7,000円を見込んでおります。主なものは、75ページ下段にお戻りいただきまして、障害者自立支援給付費負担金2億2,522万4,000円、77ページをお願いいたしまして、上段の施設型教育・保育給付費等負担金2億7,092万2,000円などがございます。

82ページをお願いいたします。

17款1項寄附金は、主なものとして、ふるさと応援寄附金1億2,000万円を見込んでおります。

84ページをお願いいたします。

18款1項基金繰入金は9億1,429万7,000円を見込んでおります。基金繰入金の主なものは、85ページ上段の1. 財政調整基金繰入金6億7,455万9,000円、6. 公共施設等整備基金繰入金7,940万円、7. 教育振興・子育て支援基金繰入金7,400万円であります。

91ページをお願いいたします。

20款諸収入になります。上段のポートルースチケットショップ高浜環境整備協力金は7,400万円を見込んでおります。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。

96ページ、97ページをお願いいたします。

2款総務費について申し上げます。1項1目総務管理費の3. 入札契約検査管理事業では、使用料及び賃借料に電子契約システム使用料を計上し、書面による契約から電子による契約に変更することにより、職員及び事業者における事務の効率化、コスト削減及びペーパーレス化を図ってまいります。

98ページ、99ページをお願いいたします。

3目市民活動支援費の1. 市民活動運営事業では使用料及び賃借料に町内会運営支援システム使用料を計上し、電子回覧板を導入することで町内会役員間や会員に対する迅速な情報発信、共有を可能にするとともに、役員等の負担軽減を図ってまいります。

101ページをお願いいたします。

3. 地域内分権推進事業になります。工事請負費に南部ふれあいプラザ耐震補強工事費を計上し、施設の耐震補強を行うことで利用者の安全・安心を確保してまいります。

111ページをお願いいたします。

12目企画費の3. みんなでまちづくり事業になります。委託料にこども若者会議運営業務委託料を計上し、こども若者会議を開催することで子どもや若者が市政に関心を持ち、自分たちで考

え発信できる場を創出してまいります。

116ページ、117ページをお願いいたします。

16目防犯対策費の2. 防犯活動推進事業では、補助金に防犯カメラ設置費補助金を計上し、新たに防犯カメラを設置したまちづくり協議会及び町内会に対し、対象経費の2分の1、上限20万円を補助することにより安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪の抑止及び防犯力の向上に努めてまいります。

123ページをお願いいたします。

2項1目賦課徴収費の3. 市税賦課事業になります。委託料にキャッシュレス決済導入業務委託料などを計上し、また124ページ、125ページをお願いいたしまして、3項1目戸籍住民基本台費の3. 戸籍住民基本台帳事務事業でも同委託料などを計上し、各種証明書等の手数料支払いにおけるキャッシュレス決済を導入することにより、市民等の利便性の向上を図ってまいります。

143ページをお願いいたします。

3款民生費について申し上げます。1項6目高齢者社会参加推進費の1. 老人憩の家等管理運営事業になります。工事請負費に高浜老人ふれあいの家改修工事費を計上し、耐震性のある老人ふれあいの家を改修することにより宅老所機能の集約化を図ってまいります。

148ページ、149ページをお願いいたします。

18目重層的支援体制整備事業費では、複合的な生活課題を抱えている人や世帯が社会資源を利用しながら地域の中で自立して生活できるよう、交流参加、学びの機会のコーディネートや既存の社会資源の活性化を図る施策を企画するなどにより、重層的支援体制を整備してまいります。

155ページをお願いいたします。

2項2目保育サービス費の3. 保育園管理運営事業になります。工事請負費に吉浜北部保育園空調設備更新工事費を計上し、機能低下したエアコンを園の長寿命化工事に先んじて更新することで、児童の熱中症や体調不良を予防し保育環境を整えてまいります。

169ページをお願いいたします。

4款衛生費について申し上げます。1項2目保健・予防費の1. 老人・成人保健事業になります。委託料に健康たかはま21計画策定業務委託料を計上し、健康づくり活動を総合的に推進することで個人の行動と健康状態の改善を促し、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指してまいります。

172ページ、173ページをお願いいたします。

1項4目環境保全推進費では、補助金にカーボンニュートラル推進支援補助金を計上し、市内事業者に省エネルギー診断とその結果に基づくCO<sub>2</sub>削減効果のある設備導入に対する補助を行うことにより、カーボンニュートラルの推進を図ってまいります。

186ページ、187ページをお願いいたします。

7款商工費について申し上げます。1項4目コミュニティ交通費では、負担金にコミュニティバス運行事業費負担金を計上し、オンデマンドバスを実証運行させることにより、誰一人取り残さない利便性の高い移動手段の確保及び高齢化の外出支援等、他の施策と連携し、住みやすい町の実現をはかってまいります。

214ページ、215ページをお願いいたします。

10款教育費について申し上げます。2項3目学校建設費の2. 小学校長寿命化改良事業では、工事請負費に港小学校プール解体等工事費を計上し、プール跡地を令和7年度から予定している港小学校の長寿命化改良工事中の駐車場として確保することにより、学校運営を円滑に行ってまいります。

217ページをお願いいたします。

3項1目学校管理費の2. 中学校維持管理事業になります。委託料に南中学校外壁等改修工事設計業務委託料を計上し、生徒、教諭の安心・安全を確保することとともに、施設の長寿命化を図ってまいります。

234ページをお願いいたします。

12款1項公債費は、元金は前年度比1,076万2,000円増の9億8,403万3,000円、利子は前年度比528万2,000円増の4,576万8,000円、合わせて10億2,980万1,000円を計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第25号 令和6年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について提案理由の御説明を申し上げます。

当初予算書の19ページをお願いします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ37億5,912万6,000円と定めるものであります。

当初予算説明書の274ページ、275ページをお願いします。

歳入の主なものを申し上げます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、後期高齢者医療制度への移行者増加等に伴う被保険者数の減少により、前年度対比4,148万2,000円減の7億4,337万3,000円を見込んでおります。

276ページ、277ページをお願いします。

2款1項1目保険給付費等交付金は、療養給付費の増加に伴い、前年度対比1億8,760万1,000円増の25億2,264万1,000円を見込んでおります。

4款1項1目一般会計繰入金は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金金の増加及び事務職員の配置増に伴い、前年度対比2,987万円増の3億216万7,000円を見込んでおります。

278ページ、279ページをお願いします。

4款2項1目支払準備基金繰入金は、国民健康保険税の減少及び一般被保険者医療給付に係る広域連合への納付金の増加等に伴う財源調整で、前年度対比8,380万2,000円増の1億5,352万4,000円を見込んでおります。

282ページ、283ページをお願いいたします。

歳出の主なものを申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、デジタル化等への対応として派遣職員の増員等により、前年度対比2,172万9,000円増の7,679万9,000円を見込んでおります。

284ページ、285ページをお願いします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、コロナ禍が明けたこと等による療養給付費の増加により、前年度対比1億5,717万1,000円増の21億2,740万5,000円を見込んでおります。

286ページ、287ページをお願いします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費は、医療の高度化及びコロナ禍が明けたこと等により、前年度対比3,184万3,000円増の3億1,264万4,000円を見込んでおります。

288ページ、289ページをお願いします。

3款国民健康保険事業費納付金の1項1目一般被保険者医療給付費分は県の算定に基づく納付金で、療養給付費の増加等に伴い、前年度対比4,899万4,000円増の7億7,824万3,000円を見込んでおります。

4款保健事業費は合計で前年度対比76万3,000円減の4,812万円を見込み、主な事業として特定健康診査等事業、290ページ、291ページをお願いし、レセプト点検事業、健康診査費用助成事業及び国保ヘルスアップ事業の実施に係る経費を計上しております。

292ページ、293ページをお願いします。

7款1項1目一般被保険者保険税還付金は、前年度の保険税還付金として329万4,000円を見込んでおります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） 議案第26号 令和6年度高浜市土地取得費特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書25ページをお願いいたします。

令和6年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ4,735万9,000円とするもので、前年度対比362万7,000円の増額となっております。

説明書の310ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項1目基金運用収入及び2目財産貸付収入は、それぞれ所有地の貸付けにより264万8,000円を見込み計上いたしております。

2項1目不動産売払収入の4,469万6,000円は、所有地の919平方メートルの処分を見込み計上いたしております。

312ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款1項1目土地取得費の主なもの、12節委託料142万8,000円は、代替予定地等の用地測量業務委託料及び保有する土地の草刈業務委託料を計上いたしております。16節公有財産購入費4,359万7,000円は、土地売払処分に伴い代替予定地の取得908平方メートルを見込んで計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第27号 令和6年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

予算書の31ページをお願いいたします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ3,269万3,000円と定めるものでございます。

予算説明書の320ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款1項使用料は、三高駅西駐車場の使用料として前年度比145万9,000円減の3,024万8,000円を見込んでおります。

322ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

1款1項駐車場費は、前年度比132万7,000円減の3,069万3,000円を見込んでおります。

323ページの説明欄をお願いいたします。

1. 公共駐車場管理事業の委託料において、株式会社日本メカトロニクスに対する三高駅西駐車場指定管理料として1,596万6,000円を、使用料及び賃借料において、名古屋鉄道株式会社に対する駐車場敷地借地料として534万円などを計上いたしております。

説明は以上のとおりでございます。よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 福祉部長。

○福祉部長（磯村和志） それでは、議案第28号 令和6年度高浜市介護保険特別会計予算について御説明を申し上げます。

当初予算書の37ページをお願いいたします。

保険事業勘定における予算総額は、歳入歳出それぞれ30億4,677万7,000円と定めるもので、前年度対比2.3%、6,864万円の増といたしております。

また、介護サービス事業勘定における予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ6,551万1,000円と定めるもので、前年度対比5.4%、333万9,000円の増といたしております。

続きまして、334、335ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入でございますが、1款保険料は、前年度対比5.8%増の7億2,591万4,000円を見込んでおります。

次に、338、339ページをお願いいたします。

2款使用料及び手数料は、一般介護予防事業における宅老所やIT工房などの使用料が主なものであります。

続きまして、340、341ページをお願いいたします。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、342、343ページをお願いいたしまして、5款県支出金につきましては、保険給付費や事業費に対する割合に応じてそれぞれ計上いたしております。

次に、344、345ページをお願いいたします。

7款繰入金は、他会計繰入金と基金繰入金を計上いたしております。

続きまして、346、347ページをお願いいたします。

9款諸収入の主なものといたしましては、介護用品等給付費本人負担金や宅老所送迎利用者実費収入が主なものであります。

次に、歳出について御説明申し上げますので、348、349ページをお願いいたします。

1款総務費は、職員5人分の人件費のほか、被保険者証などの作成、賦課徴収、350、351ページをお願いいたしまして、介護認定審査会及び介護認定調査、352、353ページをお願いいたしまして、介護保険審議会などに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

2款保険給付費の1項介護サービス等諸費では、居宅介護、地域密着型介護、施設介護などのサービス給付費として26億5,199万4,000円を計上いたしております。

続きまして、354、355ページをお願いいたします。

2項介護予防サービス等諸費では、要支援の方に対する介護予防や地域密着型介護予防などのサービス給付費を、3項では高額介護サービス費を、4項では高額医療合算介護サービス等費をそれぞれ計上いたしております。

次に、356、357ページをお願いいたします。

6項特定入所者介護サービス費は、低所得の方が介護保険施設に入所した際、負担限度額を超える食費と居住費について補足的な給付を行うものであります。

3款保健福祉事業費は、介護用品等の給付や住宅改修に係る補助金、いわゆる横出しサービスに係る経費の23%分を計上いたしております。

4款地域支援事業費の1項介護予防事業費では、介護予防・生活支援サービス事業費として、訪問型サービスや通所型サービス、358、359ページをお願いいたしまして、介護予防ケアマネジメントに係る経費をそれぞれ計上いたしております。

2項一般介護予防事業費では、宅老所などの運営業務委託料などのほか、360、361ページをお願いいたしまして、生涯現役のまちづくり事業に関する経費を計上いたしております。

3項包括的支援事業・任意事業費では、地域包括支援センター運営事業のほか、362、363ページをお願いいたしまして、在宅医療・介護連携推進事業に関する経費を計上し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築に取り組んでまいります。

続きまして、384、385ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定の歳入でございますが、1款使用料及び手数料は、前年度対比5.7%増の968万2,000円で、介護予防サービス計画手数料及び総合事業手数料が主なものであります。

2款繰入金は、職員給与費等繰入金として5,580万9,000円を一般会計から繰り入れるものであります。

次に386、387ページをお願いいたします。

歳出でございますが、1款サービス事業費は、介護予防サービス計画の作成などに係る職員8人分の人件費など6,551万1,000円を計上いたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 市民部長。

○市民部長（岡島正明） それでは、議案第29号 令和6年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

当初予算書45ページをお願いします。

予算総額は、歳入歳出それぞれ7億627万3,000円と定めるものであります。

404ページ、405ページをお願いします。

歳入の主なものを申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料は、被保険者数の増加及び保険料率の改定により、前年度対比8,745万4,000円増の5億5,955万9,000円を見込んでおります。

3款繰入金は、愛知県後期高齢者医療広域連合への派遣職員分及び保険料軽減に伴う減収分を補うための保険基盤安定繰入金の増加により、前年度対比2,738万円増の1億4,064万7,000円を見込んでおります。

408ページ、409ページをお願いします。

歳出の主なものを申し上げます。

1款1項1目一般管理費は、愛知県後期高齢者医療広域連合へ職員1名を派遣するための人件費及び資格確認書送付の通信運搬費の増加により、前年度対比1,182万6,000円増の4,644万8,000円を見込んでおります。

410ページ、411ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料を広域連合へ納付するもので、被保険者数の増加及び保険料率の改定に伴い、前年度対比1億278万2,000円増の6億5,242万6,000円を見込んでおります。



説明は以上のとおりでございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） それでは、議案第30号及び議案第31号について御説明申し上げます。

初めに、議案第30号 令和6年度高浜市水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業会計予算書及び説明書の5ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条、業務の予定量は、給水栓数2万1,610栓を見込み、年間総給水量は過年度の実績及び本年度の給水状況等を考慮し、513万立方メートルを予定しております。1日平均給水量は1万4,055立方メートル、年間総給水量を365日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、配水管網等布設整備工事として2,860万円、水道施設近代化工事として4億2,781万2,000円をそれぞれ予定し、水道施設整備を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、第1款水道事業収益は9億1,717万7,000円を見込み、水道事業費用では、第1項営業費用で県水受水費を含む配水及び給水費、総係費、固定資産減価償却費等で8億5,381万2,000円、第2項営業外費用で支払利息等2,909万4,000円、第4項予備費を300万円とし、水道事業費用の総額は8億8,590万6,000円を予定しております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、下水道工事に伴う配水管移設工事及び配水管布設替工事を計画的に進めるとともに、老朽化した配水場の高浜配水場配水ポンプ設備更新工事を実施するための建設改良費として4億8,320万2,000円、企業債償還金5,305万8,000円とし、資本的支出額は5億3,626万円を予定し、これら事業の財源として企業債及び負担金で資本的収入額を1億6,525万7,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する3億7,100万3,000円につきましては、減債積立金5,305万8,000円及び建設改良積立金6,000万円を取崩し、残りを損益勘定留保資金等の内部資金で補填をすることといたしております。

6ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めるもので、配水管布設替工事実施設計業務委託料の限度額を2,500万円とするものでございます。

第6条は、起債の目的、限度額などについて定めるもので、水道施設整備事業に対して4,000万円の起債を予定しております。

第7条から第10条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用等について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第31号 令和6年度高浜市下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

下水道事業会計予算書及び説明書の5ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条、業務の予定量は、水洗化人口2万7,100人、年間総処理水量283万5,000立方メートルを予定しております。1日平均処理水量7,767立方メートルは、年間総処理水量を365日で除して算出した水量でございます。

主要な建設改良事業は、管渠築造工事費として13億37万円を予定し、下水道施設整備を進めてまいります。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、第1款下水道事業収益11億1,504万9,000円を見込み、下水道事業費用では、第1項営業費用で維持管理費を含む管渠費、流域下水道維持管理負担金、原価償却費などで9億4,673万5,000円、第2項営業外費用で支払利息など1億57万6,000円、第4項予備費を300万円とし、下水道事業費用の総額は10億5,031万1,000円を予定いたしております。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、令和7年度以降施工予定区域の実施設計、浜第2処理分区の管渠築造工事、水道管、ガス管の移転補償費、大清水第一排水区の雨水排水ポンプ躯体工事、矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金など17億234万5,000円、企業債償還金5億525万9,000円を予定し、これら事業の財源として、企業債、出資金、補助金、負担金で資本的収入額を18億5,569万8,000円と見込み、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億5,190万6,000円につきましては、損益勘定留保資金など内部資金で補填することといたしております。

6ページをお願いいたします。

第5条は、起債の目的、限度額等について定めるもので、下水道施設整備事業に対して11億4,350万円の起債を予定するものでございます。

第6条から第9条までは、一時借入金の限度額並びに予算の流用について一般的事項を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第13 報告第2号及び報告第3号を会議規則第34条の規定により一括議題といたします。

逐次、報告説明を求めます。

都市政策部長。

○都市政策部長（杉浦睦彦） それでは、報告第2号 令和6年度高浜市土地開発公社の経営状況について御説明申し上げます。

事業計画及び予算書の7ページをお願いいたします。

令和6年度に実施しようとする事業といたしましては、市道港線関連事業に関する用地を新たに1か所、209平方メートルの取得と、他年度に取得いたしました市道港線関連事業に関する用

地など2か所、618平方メートルを処分する計画といたしております。

次に、予算でございます。11ページをお願いいたします。

第3条、収益的収入及び支出のうち、収入は、第1款事業収益1億100万1,000円。内訳といたしましては、公社所有地の処分に伴う公有地取得事業収益と不動産貸付収入の収入でございます。

第2款事業外収益2,000円。内訳といたしましては、定期預金及び普通預金の受取利息と電柱の占用料の雑収益でございます。

次に、12ページをお願いいたします。

支出といたしまして、第1款事業原価1億30万1,000円。内訳といたしましては、公社所有地の処分に伴う売却原価と不動産の貸付けに伴う公租公課でございます。

第2款販売費及び一般管理費35万6,000円は、役員報酬及び法人市県民税が主な支出でございます。

第3款予備費1,000円は枠取りでございます。

次に、第4条、資本的収入及び支出のうち、収入といたしまして、第1款資本的収入1億2,648万8,000円。内訳といたしましては、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理費などに伴う費用の支出に対する借入金と、公社所有地処分費を収益的収入から資本的収入へ振り替える造成事業費用振替収入でございます。

次に、支出といたしまして、第1款資本的支出1億2,648万8,000円。内訳は、新たな用地取得に伴う費用や保有地の維持管理費などに要する費用の公有地取得事業費と、処分した公有地の借入金を償還する償還金でございます。

次に、第5条、借入金でございますが、用地取得造成事業資金に充てるため、15億円を限度額とし、市内に営業所を持つ金融機関及び高浜市から借り入れることとしております。また利率につきましては、借入先と協議して定め、用地売却代金を収納した都度、償還するものといたしております。

続きまして、16ページをお願いいたします。

資金計画でございますが、当年度の受入資金は、事業収益、事業外収益、借入金及び前年度繰越金で、受入資金合計といたしまして1億4,494万7,000円を予定しております。支払資金は、附帯工事費等事業原価、販売費及び一般管理費、予備費、公有地取得事業費及び償還金で、支払資金合計といたしまして1億2,774万5,000円を予定しております。

次に、17ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

1. 事業収益と2. 事業原価の差額70万円が事業総利益となっており、その事業総利益から3. 販売費及び一般管理費35万6,000円を差し引きました34万4,000円が事業利益となっております。また、その事業利益に4. 事業外収益の2,000円を加算し、5. 予備費の1,000円を差し引きました

た34万5,000円が経常利益及び当期純利益となっております。

次に、18ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部といたしまして、1. 流動資産と2. 固定資産の合計4億369万9,000円が資産合計でございます。

次に、負債の部といたしまして、1. 固定負債3億2,368万2,000円が負債合計でございます。

次に、資本の部といたしまして、1. 資本金と2. 準備金の合計8,001万7,000円が資本合計でございます。資本資金合計といたしましては、資産合計と同額の4億369万9,000円でございます。

以上で、令和6年度高浜市土地開発公社の経営状況についての御報告とさせていただきます。

よろしく願い申し上げます。

○議長（杉浦康憲） 総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第3号 令和6年度高浜市総合サービス株式会社の経営状況について御報告申し上げます。

事業計画書及び収支予算書の5ページ、事業計画総括表をお願いいたします。

令和6年度の受託事業は、1. 公共施設維持管理事業から9. 清掃サービス事業まで38事業の実施を予定し、会社独自の自主事業は、10. 物販・リース事業の3事業に取り組むことといたしております。

各事業の詳細につきましては、7ページから17ページまでの事業計画明細書のとおりでございます。

次に、19ページをお願いいたします。

収支予算書について申し上げます。

初めに、収入は、1款営業収入6億2,630万6,000円と2款営業外収入を合わせまして6億2,850万9,000円を予定いたしております。

次に、支出は、1款営業費用は5億7,120万9,000円で、これに2款営業外費用、3款法人税等、4款消費税及び地方消費税を合わせまして6億2,609万3,000円を予定しております。

20ページの貸借対照表をお願いいたします。

左の列の資産の部ですが、流動資産は、現金・預金、未収入金など2億2,849万4,000円、固定資産は、有形固定資産、無形固定資産など1億2,092万円、資産合計は3億4,941万4,000円を見込んでおります。

次に、右の列の負債の部ですが、流動負債は、未払金、賞与引当金など6,706万3,000円、固定負債はゼロ円、負債合計は6,706万3,000円を見込んでおります。

純資産の部は、資本金5,000万円と利益剰余金2億3,235万1,000円を合わせまして、純資産合計は2億8,235万1,000円を見込んでおります。

21ページの損益計算書をお願いいたします

売上高は5億6,936万8,000円を見込み、その内訳は、23ページをお願いいたしまして、売上高明細書のとおりでございます。

21ページにお戻りをいただきまして、販売費及び一般管理費は5億3,748万8,000円を見込み、その内訳は、24ページをお願いいたしまして、販売費及び一般管理費明細書のとおりでございます。

21ページにお戻りをいただきまして、経常利益は328万3,000円を見込み、税引き後の当期純利益は241万5,000円を見込むものでございます。

最後に、22ページの株式資本等変動計算書をお願いいたします。

利益剰余金は、利益剰余金合計欄のとおり、前期末と当期を合わせまして2億3,235万1,000円を見込むものでございます。

報告は以上のとおりでございます。

○議長（杉浦康憲） ただいまの報告第2号及び報告第3号は、報告事項ですので御了承願います。

---

○議長（杉浦康憲） 日程第14 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び高浜市議会会議規則第158条の規定により、お手元に配付してありますとおり、議員を派遣したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（杉浦康憲） 異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

○議長（杉浦康憲） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開は2月27日、午前10時であります。

本日はこれにて散会いたします。長時間、御協力ありがとうございました。

午後2時50分散会

---